



# 広島大学文学部紀要

第51巻 特輯号 2

ノルマン征服後のイングランド教会  
— アングロ=ノルマン聖職者をめぐる「聖」と「俗」 —

山 代 宏 道

1992年1月

ノルマン征服後のイングランド教会  
—— アングロ=ノルマン聖職者をめぐる「聖」と「俗」——

山代宏道

# 目 次

はじめにー問題設定ー	5
<b>I 国王・司教・司教座教会参事会</b>	
(1) 国王と司教	9
a 能力者集団	9
b 騎士提供・軍事行動	13
(2) 司教と司教座教会参事会	17
<b>II 教会会議</b>	
(1) 教会会議の性格	25
(2) 会議規定の内容	30
a ウィリアム1世治世	31
b リルボンヌ会議	36
c ウィリアム2世治世	38
d ヘンリー1世治世	39
e スティーヴン王治世	46
(3) 教会改革の特徴	52
(4) 大助祭の役割	56
a 大助祭の性格	57
b 大助祭の出身	61
c 大助祭の行動	63
おわりに	67
文献目録	71
参考資料	
I 地図	77
II 年表	78

III	支配者在位年表	79
IV	司教リスト	80
V	教会会議リスト	85
VI	ヘンリー1世治世大助祭リスト	87

## はじめに

イングランド中世史上においてアングロ=ノルマン期はどのように位置づけられるのであろうか。それは、しばしば、征服王朝・征服国家であったといわれるが、その影響力において、たとえば1016年から1042年までのデイン人による王朝とどれほどの違いがあったのか。また、ノルマン人たちは、自分達が異民族の征服者であるとの自覚をどれほどもっていたのであろうか。そうした意識は、具体的には、いつ、どのような形で表れるのであろうか。たとえば、一部の司教たちが、1075年頃、自分達の司教座を城付近に移動させている。これは、反乱にそなえての守備体勢固めと考えられる。<sup>1)</sup>さらに、司教座教会堂内のアングロ=サクソン聖人たちの墓の除去とか、教会暦上でのこれら聖人たちの祝祭日の取り扱いにおいて、征服者としての姿勢がうかがえる。<sup>2)</sup>これに対し、被征服者側の意識の表明は、史料的に残りにくい。

ノルマン征服後の異民族の接触を究明することは、当時の人々の行動を考える上で重要である。しかし、その際、民族的な差異をあまりに強調しすぎるべきではない。教会内部にかぎっても、民族的差異を強調するよりも、個人的利害関係（国王と司教・修道院長のパトロネジ、在俗聖職者と修道士のネポティズムに関する意識の違いなど）を検討する方が、同時代人の行動を理解するうえでより意味があるかもしれない。この点では、現代人と中世人とそれほど違っているわけではない。

ノルマン征服後のイングランド教会については、いわば「ノルマン化」の現象が認められる。しかし、この場合、アングロ=サクソン有力者たちが、征服によりノルマン諸侯たちに交代されたその急激な変化と比較するなら、司教たちの交代はそれほど急激であったとはいえないようである。むしろ、漸進的であったといえよう。<sup>3)</sup>（資料IV）

1066年当時の司教15名のうち、アングロ=サクソン人11名、ロレーヌ地方出身者3名、ノルマン人1名であった。アングロ=サクソン人のうち、廃位されたもの5事例（4名）で、他の6名は死ぬまで在位し続けている。1070年には、カンタベリーとウィンチェスターの司教位を兼職していた Stigand

(Canterbury, 1052-70; Winchester, 1043-70) と、AÆthelric II (Selsey, 1058-70), AÆthelmaer (Elmham, 1047-70) が廃位された。翌年には、AÆthelwine (Durham, 1056-1071) が廃位されている。このような事例からは、急激な変化をそこに見ることはできないであろう。しかし、それにもかかわらず、ウィリアム1世治世(1066-87)について見るなら、ノルマンディー出身者がイングランドにおいて、修道院長(22名)や司教(5名)になっているのであり、その意味では漸進的な「ノルマン化」現象を否定することはできない。<sup>4)</sup>

アングロ=ノルマン期の司教たちについては、最近では、司教区と州におけるかれらの聖俗両面の役割を強調する研究成果が発表されてきている。<sup>5)</sup> また、教会役職者であり、同時に国王の臣下でもある司教たちの二重性格こそが、アングロ=ノルマン期司教集団の特徴であるとする見解が、すでに E.U. クロスビー(Crosby)によって提示されてきている。司教たちの大部分は国王によって選ばれた。そして、かれらのすべては、司教就任前に国王の是認を必要とした。司教たちは直接受封者となり、封建的軍事奉仕にもとづいて大所領を保有していた。ヘンリー1世は、司教任命に対する支配を維持する。司教職は、しばしば成し遂げられた奉仕のゆえに個人に授与された。それは、個人的監督の方法(a method of personal supervision)とパトロネジ制度の利点を結合させたやり方であった。<sup>6)</sup>

12世紀に入ると修道士出身司教に代わって在俗聖職者出身司教の数が増加してくるが、後者のもっとも重要な人材供給源は国王宮廷(curia regis)であった。より厳密には、それは宮廷礼拝堂そして国王の書記局であり、両者の構成員は大幅に重なっていたと考えることができるであろう。<sup>7)</sup>

このような国王に奉仕する聖職者たちは、その奉仕に報いられるかたちで、司教職に加えて大助祭職(archdeaconry)とか司教座教会参事会長職のような高位聖職を獲得した。J.A. グリーン(Green)は、ロンドン司教座教会の聖職禄が国王聖職者に報いるために使用されたことを重視している。ヘンリー1世治世に、少なくとも4名の国王チャプレン(chaplain, 礼拝堂付司祭, 書記)そして、おそらく、さらに5名がそうであった。加えて2名の国王の州長官(シェリフ)が、ロンドン司教座教会において聖職禄を保有した。<sup>8)</sup>

本稿においては、こうしたアングロ=ノルマン聖職者についての「聖」と「俗」の問題を取り扱う。その場合、第I部、司教レベルについては、国王と司教、司教と司教座教会参事会との関係を検討しながら、さらに、第II部、司教区の聖職者レベルについては、イングランド教会会議規定の内容分析から、問題に接近していきたい。

## 註

本稿では、便宜上、以下の省略記号を用いる。

bp.....bishop, 司教

abb.....abbot, 修道院長

- 1) 拙稿, 「教会と社会」, pp. 271-4.
- 2) ノルマン人によるアングロ=サクソン聖人に対する懐疑や反発といった否定的態度についての見直しの必要性が、最近指摘されてきている。Cf. Ridyard, *Saints*.
- 3) ノルマン征服後、司教や修道院長について、だれが、いつ、どのように交代されたのかを検討してみる必要がある。Douglas, *EHD, II* (1981), pp.1070-5.
- 4) Stephens, *Church*, p.335. Appendix II. 他の10名の司教たちのリスト：  
Giso (Bath and Wells, 1060-88), Wulfwig (Dorchester, 1053-67), Leofric (Crediton and Exeter, 1046-1072), Walter (Hereford, 1061-79), Leofwine (Lichfield, 1053-67), William (London, 1051-75), Siward (Rochester, 1058-75), Herman (Sherborne, 1058-78), Wulfstan II (Worcester, 1062-95), Ealdred (York, 1061-69). Cf. Powicke, *Handbook of British Chronology*, pp. 205-66.
- 5) Loyn, *Will's bps*, pp. 232-3.
- 6) Crosby, *Ep*, p. 3.
- 7) Crosby, *Ep*, p. 42; Douglas, *Will Conq*, p. 146.

8) のちのエヴルユー司教 Audoin は Cantlers の、また、のちのヨーク大司教 Thurstan は Consumpta per Mare の聖職禄保有者であった。Green, *GE*, p. 175; Le Neve, *Fasti I, St. Paul's*, pp. 36, 43.



# I 国王・司教・司教座教会参事会

## (1) 国王と司教

アングロ=ノルマン期の国王と司教の関係を考察しようとする場合、さきに指摘したような司教の二重性格を無視できないが、とくに国王との関係において、司教の立場が不安定であったことに注目せねばならない。最も極端な場合には廃位されたが、それほどでなくても追放の事例はいくつか見いだせる。カンタベリー大司教としてはアンセルムとセオボールドが、ヨーク大司教としてはサースタンが追放生活を余儀なくされている。司教としてもグラム司教ウィリアムが、国王に反抗することにより追放されている。その意味では、アンセルムやサースタンが特別であったわけではなく、この時期、大司教・司教たちは、いつでも同じ運命に出会う可能性があったのである。

### a 能力者集団

このように国王との関係においては、必ずしも確固とした立場にあったわけではないアングロ=ノルマン期の司教たちであったが、国王の側からすれば、かれらは自分に奉仕する能力者集団として位置づけられていた。各司教は、国王との個人的な関係において、国王にとっての有用な能力をもって奉仕することにより、その司教位を獲得していた場合が多かったといえよう。それは、国王宮廷出身の司教たちの場合に、最もよく適合する。しかし、たとえ司教が修道士出身である場合であっても、国王にとってどれほど有用であるかは非常に重大なことであった。筆者はこれまでも、いくつかの機会にこうした問題を取り上げ、個別の司教たちの事例について検討してきた。<sup>1)</sup>

ノルマンディーのベック副修道院長であったランフランクは、ノルマンディー公ウィリアムの結婚実現のためにローマ教皇に仲介したことからウィリアムの気に入られるようになり、いっしょにノルマンディー教会の改革を推進していく。ウィリアムがイングランド王（在位、1066-87）になり、ランフランクがカンタベリー大司教（在位、1070-89）になってからは、両者はイングランド教会の改革を進めていった。まさにウィリアム1世の在位期間は、大陸におい

てはローマ教皇グレゴリー7世（在位、1073-85）により開始された教会改革・聖職叙任権闘争の時期にあっており、イングランドにもグレゴリー7世の主張は伝えられたが、この時期には、それがイングランドに浸透することはなかった。浸透をくい止めた理由としては、国王ウィリアム1世の断固とした対応もあるが、イングランド教会の指導者であったランフランクがウィリアムの政策を支持していたことがあげられる。<sup>2)</sup>

つぎのカンタベリー大司教アンセルム（在位、1093-1109）については、国王ウィリアム2世（在位、1087-1100）との間の献金問題やローマ教皇承認問題をめぐる対立、それに続くアンセルムの出国・追放が注目される。しかし、国王との関係で見ると、大司教位への就任時には、アンセルムは「前任者の様式と例にならって叙任され、その国〔イングランド〕の慣習に従って国王の臣下になった」。<sup>3)</sup>（〔 〕内は筆者、以下同様）アンセルムも、少なくともこの時点では、大司教位と教会所領を受けるにあたり、国王に対して忠誠宣誓・臣従礼をなしている。

国王ヘンリー1世（在位、1100-35）に対しては、アンセルムは、第1回目の追放期間中にローマ教皇といっしょに教会会議に出席し、決議に参加した世俗叙任（俗人による聖職者の叙任）の禁止規定に基づいて、新たに臣従礼を行うことを拒否した。イングランドにおける聖職叙任権闘争は、まさにこの時点から始まる。対立は続き、結局、アンセルムは第2回目の追放生活を余儀なくされる。アンセルムについては、このように国王との対立が注目されるのであるが、かれとてもアングロ=ノルマン期の司教たちのもつ二重性格を示しているのである。ウィリアム2世と対立しながらも、1094年国王の臣下としてケント地方の防衛義務をはたし、1097年ウィリアム2世のウェールズ遠征の国王軍にはみずからの騎士を派遣している。また、1107-8年には、王妃マティルダとともに国王の摂政として行動しているのである。<sup>4)</sup>

ウィリアム2世の在位期間では、封建的慣習では認められていなかった陪臣からの相続上納金を国王が徴収したことで政情不安定となったウスター司教区の司教に任命されたサムソン（Samson, 在位、1096-1112）は、国王のチャプレンとしての奉仕に報いられるとともに、当地での事態の打開を図るべくか

れの問題処理能力を期待されていたのであろう。また、ウィリアム2世の教会空位政策の実施、聖職売買による国王収入の増加などに尽力した後、グラム司教に任命されたラヌルフ=フランバルド(Ranulf Flambard, 在位,1099-1128)の場合も、国王による能力者登用の典型的な事例である。両者については、すでに別稿で論じたところなので、ここでは詳細は省略する。<sup>5)</sup>

聖職叙任権闘争をつうじて、司教のもつ国王の臣下としての性格が非難された(世俗叙任の禁止)。しかし、それにもかかわらず、これまで述べてきたような国王と能力ある司教たちとの間の相互依存関係は、基本的に変化することはなかった。クロスビーは、両者間のバランスが、1135年ヘンリー1世の死亡以前には大きくくずれることはなかった、と指摘する。両者ともに、受容された現実的關係の維持から利益を得られると考えていたからである。司教たちは、直接受封者として主君に対して特定の責務を負っていた。もし、ヘンリー1世が高位聖職について「パトロネジ市場(a patronage market)を営んでいた」としても、それは、単に、当時の個人的関係に基づく統治の重要な一部分にすぎなかった。ヘンリーは、自分によく仕える個人を選んだ。たとえ彼らが自分のために働くことがあったとしても、少なくとも、国王の意思に反対する党派を形成することはなかったはずである。<sup>6)</sup>

ヘンリー1世は、35年間の在位中、30の司教任命を行い、あるいは司教選出に対して影響を与えた。いま単純に平均値をとれば、司教位の空位期間は、2年4カ月である。それはウィリアム2世の平均よりもむしろ長い。長いものは、アンセルム死後のカンタベリー大司教位(5年)、トーマス2世(Thomas II, 在位, 1109-14)死後のヨーク大司教位(5年8カ月)であった。<sup>7)</sup>

ヘンリー1世は、こうした教会空位政策を聖職売買と併用しながら、さらにパトロネジを行使しつつ、自分に奉仕する有能あるいは有用な聖職者を登用していった。その場合、そうした聖職者の供給源は、国王の宮廷(礼拝堂、書記局)の聖職者集団であることが多かった。たしかに、修道士出身のカンタベリー大司教アンセルムとの対立が、ヘンリー1世が国王宮廷出身聖職者を司教へ登用するのを促進した一面がある。<sup>8)</sup>しかし、同時に、上述したような能力者を登用するというヘンリー1世の立場も軽視すべきではないのである。1107年ア

ンセルムによって叙階された司教たちのなかにウィンチェスター司教ウィリアム=ギファード (William Giffard, 在位, 1100-29) がいる。かれは、有力諸侯一門の出身であり、ルーアン大司教座教会参事会長、ウィリアム1世のチャプレン、そしてウィリアム2世のチャンセラー(書記局長)であった。ヘンリー1世は、即位直後に、かれを司教に任命している。この場合、新国王ヘンリーは行政府を確立するために、ウィリアム=ギファードの支援を期待していたのであろう。<sup>9)</sup>

同じ時に叙階されたソールズベリー司教ロジャー (Roger, 在位, 1102 - 39) とヘンリー1世との緊密な関係については、すでに別稿で論じたことがある。ヘンリー1世によって認められるにいたったロジャーの迅速にミサをあげる能力、最高司法長官 (Justiciar) として国王不在時に代理として発揮した業務遂行能力など注目される場所である。最高司法官職の発展や権限をめぐっては、国王からの自立の程度に関して見解の分れる場所であるが、ここでは、ヘンリー1世の治世において、その職位の威厳は適切な個人を国王が任命することにおいてのみ存在した、とするクロスビーの見解に注目しておきたい。<sup>10)</sup>

財務府 (Exchequer) とロジャーとの結びつきはよく知られているところであるが、国王のためのロジャーの活動はいろいろであった。ヨークシャーの国王森林官に対して大司教区内の森林利用権をヨーク大司教に許可するよう命じたり、セント=オーガスタン修道院長に対するヘンリー1世の授与の確認、イングランドにおける Monteboug 修道士たちのフランチャイズ (領域特権) の実施、ブリテン諸港に入港するサン=トゥアン (St. Ouen) のフランス船の通行税・関税免除の実施、さらに、不正貨幣製造者の逮捕と処罰などを、いずれも国王の命令をうけて行っている。<sup>11)</sup>

1113年クリスマスにウスター司教に任命されたスユルフ (Theulf, 在位, 1113-23) については、かれが国王チャプレンであったこと以上には、その能力については知られていない。かれは修道院年代記作者によって好意的に述べられることもない。かれは前任者サムソンと同じぐらい大きな腹をしていたが、それほど温かくもてなすことも寛大でもなかったし、修道士たちに対してますます抑圧的になった、という。かれの場合は、聖職売買による司教位の取得の事

例である。<sup>12)</sup>

1114年ヨーク大司教に任命されたサースタン (Thurstin, 在位, 1114-40) とヘンリー1世との関係については、ここでは、前者が法律問題に特別の能力をもつ国王チャブレンであったこと、両者の信頼関係は首位権論争による対立のなかでも決定的にこわれることはなく、ヘンリーはサースタンを外交使節として重用し、サースタンもヘンリーとフランス王・ローマ教皇との仲介の労をとったりしていることを指摘すのみで十分であろう。<sup>13)</sup>

1123年にカンタベリー大司教に選出されたウィリアム(William, 在位, 1123-36) については、選出される以前に、かれについてヘンリー1世がほとんど知らなかったという、まれな事例としてあげておきたい。かれが律修聖職者出身であり国王宮廷出身聖職者ではなかった、という点が注目されるが、かれの選出は、カンタベリー大司教座附属修道院の修道士たちと在俗聖職者出身司教たちとの間のいわば妥協の産物であったといえよう。<sup>14)</sup>

#### b 騎士提供・軍事行動

アングロ=ノルマン期の聖職者の「聖」と「俗」の問題を考察しようとする場合、司教らの騎士提供義務と軍事的行動について検討することが必要となる。ノルマン征服後、国王が所領を下封するかわりに司教や修道院長たちから騎士や援助金の提供を義務づけたことはよく知られている。その結果、司教たちはしばしば、かれらの軍事力に基づいて、有力な世俗諸侯と同様の権威と権力を享受した、という一面もある。<sup>15)</sup>

1166年の『カルタエ=バローヌム (Cartae Baronum)』によると、ヘンリー1世の治世末年(1135年)までに、15名の司教・修道院長のうち11名が、かれらの割り当て数を超える騎士封を下封していたようである。司教たちのうちでは、Canterbury, York, Ely, Exeter, Lincoln, London, Salisbury, Winchesterがこのグループに属す。割り当て数以下のところは、Bath, Chester, Norwich, Worcester である。<sup>16)</sup>

Carlisle と Rochester は騎士提供義務を直接国王には負っていなかった。前者は、1133年アウグスティヌス派律修修道院 (Augustinian house) に司教座

が設置された際、国王により免除された。後者は、かれの騎士提供義務をカタベリー大司教に対して負っていた。1100年直前には、10名の騎士を派遣する責任があった。<sup>17)</sup>

司教たちについての国王の直接受封者としての側面、とくに、かれらの騎士提供義務にかんしては、この時期の史料にそれを非難する言説が見いだせないことに注目する必要がある。当時、ローマ教皇による教会会議やイングランドにおける聖職叙任権闘争においても、世俗叙任の禁止が主張された。そのことは、少なくとも論理的帰結としては、封土としての教会領の否定、さらに受封のみかえりとしての騎士提供義務の否定へといたるはずであった。しかし、現実には、聖職叙任権闘争の終結をなすロンドン協約において、司教が国王の直接受封者となること、すなわち、国王に臣従礼をなすことで所領を受け取る場合でも、かれの叙階は拒絶されない、とされた。アングロ=ノルマン司教たちにとって、現実的には、国王との関係において、司教としての地位を維持するためには騎士提供義務を否定することはできなかつたといわなければならない。<sup>18)</sup>

騎士提供義務とともにアングロ=ノルマン司教たちの「俗」なる側面を示しているのが、かれらの軍事的行動である。有名な事例は、ノルマン征服の戦闘の様相を生き生きと描いているバイユー=タペストリーにおけるウィリアム1世の異父兄弟でバイユー司教オドー (Odo of Bayeux) の勇姿である。バイユー=タペストリーが展示されているバイユー市の博物館の解説では、聖職者は剣をもって戦うことが禁じられていた、とある。たしかにオドーは、剣ではなく鎚矛 (mace) をもっている。<sup>19)</sup>では、武器の違いが問題なのか、という疑問が生じる。この点については、現在のところ確答を与える用意が筆者にはない。しかし、本稿の後半で言及するように、教会会議において聖職者の戦闘参加が非難される対象であったことは、間違いないのである。

以下、史料に散見されるいくつかの事例を紹介してみたい。それらは、詳しく報告されているわけではなく、簡単に言及されているにすぎない。まず、1067年ドーチェスター (リンカーン) 司教となったレミギウス (Remigius, 在位、1067-92) は、叙階されるためローマ教皇庁を訪れた際、かれがノルマン征服

において活発な活動をしたとして非難されているのである。<sup>20)</sup>オルデリック=ヴィターリスの伝えるところによると、先述したバイユー司教オドーとクータンス司教ジェフリー (Geoffrey of Coutances) が、1075年のイングランドでの反乱に際し国王軍を率いてそれを鎮圧している。<sup>21)</sup>1129年バッキンガム大助祭 (archdeacon of Buckingham) からチェスター司教へと昇進したロジャー (Roger, 在位, 1129-48) は、ウィンチェスター司教ヘンリー (Henry, 在位, 1129-71) とリンカーン司教アレクサンダー (Alexander, 在位, 1123-48) とともに『スティーヴン伝 (Gesta Stephani)』の作者によって、スティーヴン治世の軍事行動にあまりにも関与しすぎていると非難されている。ヨーク大司教サースタンは、1138年スタンダード (Standard, 戦旗) の戦いにおいて、スコットランド人に対してヨークシャーの防衛活動を指揮している。<sup>22)</sup>

これまで司教たちの「俗」なる側面としての軍事行動を見てきたのであるが、かれらの戦闘参加とならんで、城の建設も見逃すことはできない。ヘンリー1世は、司教たちがかれに忠実であるかぎりにおいて、城の建設を許していたようである。スティーヴン王治世に入って1139年のソールズベリー司教ロジャーたちの逮捕事件は、ロジャーたちの城建設がヘンリー1世の娘マティルダへの支援と結びつく可能性があったところに、その一因があったといえよう。司教たちによる城建設のいくつかの事例を示せば、つぎのようである。ソールズベリー司教ロジャーは、Sherborne, Devizes, Kidwelly に築城し、Malmesbury では墓地内に城を建設した。そして、ソールズベリーにある国王の城を獲得した。リンカーン司教アレクサンダーは、Newark と Sleaford において城をもっていた。ロンドン司教たちは、Stortford をもっていた。グラム司教ラヌルフはグラムを要塞化し、Norham の城は北部における重要な要塞となったのである。<sup>23)</sup>

## 註

- 1) 拙稿, 「ウィリアム1世」, 「修道士と在俗聖職者」, 「ヘンリー1世」
- 2) 拙稿, 「ウィリアム1世」。

- 3) Eadmer, *HN*, p.41; *EHD*, II(1953), p. 658.
- 4) 拙稿, 「ウィリアム2世」, pp. 52-3; Green, *GE*, p. 39.
- 5) 拙稿, 「修道士と在俗聖職者」, pp. 34-6. Southern, Ranulf; Chibnall, *ANE*, p. 127.
- 6) Crosby, *Ep*, pp. 27-8.
- 7) Barlow, *1066-*, p. 77.
- 8) Kealey, *Roger*, pp. 124-5.
- 9) Barlow, *1066-*, pp. 78-9.
- 10) 拙稿, 「修道士と在俗聖職者」, pp. 36-7; Crosby, *Ep*, p.25 n. 143, 最高司法官職の発展に関する学説については, 富沢霊岸, 「統治と王のパトロネジ」, pp. 22-28.
- 11) Crosby, *Ep*, p. 26; Whitelock, *ASC*, p. 191.
- 12) *WM, GP*, p. 290; *ASC*, p. 183; Barlow, *1066-*, p. 83.
- 13) Nicholl, *Thur*, pp. 9, 68; Bethell, Will, p. 151; 拙稿, 「首位権論争」(下), pp. 61-71.
- 14) 拙稿, 「ヘンリー1世」, pp. 132-3.
- 15) Green, *GE*, p. 9.
- 16) Crosby, *Ep*, pp. 15-6; H. Hall ed., *Red Book of the Exchequer*(RS. 99), Vol.I. ウスター司教は, 1135年以前に59の騎士封を下封していた。かれの割り当て数は60に定められていたが, かれはのちに50のみであると主張している。これが正しいとすると, さきの11名は12名とすべきである。  
Crosby, *Ep*, p. 16 n. 68.
- 17) Crosby, *Ep*, p. 16.
- 18) 拙稿, 「ロンドン」, p. 40. かつて, ウィリアム2世と対立したカンタベリ一大司教アンセルムが, 国王の臣下としてのケント地方防衛の義務や, 国王軍への騎士派遣を遂行しているのを想起すべきである。この段落は, イギリス中世史研究会での城戸毅氏の質問から示唆を受けた。
- 19) E. Maclagan, *The Bayeux Tapestry*. London, 1945 (1943). pp. 14, 23, plate 72.



- 20) C&S, I-2, p. 587.
- 21) OV, II, p. 316 n.3.
- 22) GS, p.104; Barlow, *1066-*, pp. 87, 83; *EHD*, II(1953), 314-21.
- 23) Crosby, Ep, pp. 16-7.

## (2) 司教と司教座教会参事会

司教とかれの司教座教会参事会との関係については、別稿において、首位権論争の問題を検討した際、外部からの攻撃に対して両者が一体となって対応した場合と、参事会が司教を突き上げて圧力をかける場合があったことなどを明らかにした。<sup>1)</sup> いずれにしても、アングロ=ノルマン期をつうじて、国王にとって能力者集団としての司教たちが国王の側近として宮廷に出仕したり、国王の巡回統治に同行したりするようになると、司教がかれの司教座から離れているあいだ参事会は司教座教会の事柄を運営し問題を処理するよう要請された。たとえば、ソールズベリー司教ロジャー、ウィンチェスター司教ヘンリー、リンカーン司教ロバート (Robert Bloet, 在位, 1093-1123) などは、広範に旅行し長期間司教座を留守にしていたようである。そうした場合、司教座教会参事会長 (dean) と参事会 (chapter) は、K. エドワーズ (Edwards) の表現を借りれば、「司教区内の一種の自治的教会共和国 (a kind of autonomous ecclesiastical republic) の支配者」とみなされるようになった。さらに、注目すべきは、そうした司教座教会において、ほとんどの場合、不在司教の務めを遂行する能力をもつ参事会長がいた、というクロスビーの指摘である。<sup>2)</sup>

このように司教を補佐しながら司教座教会の事柄を運営していったのが司教座教会参事会長であるが、司教を代理しながらとりわけ司教区の事柄、たとえば小教区司祭の監督などを行っていったのが、本稿で後述する大助祭 (archdeacon) であった。さらに、司教はかれの個人的なハウスホールド (household, familia) によっても補佐されていた。執事 (steward, dapifer) や給仕頭 (butler, pincerna) などもそれに含まれていた。こうした司教のハウスホールドと国王のそれとのあいだには、緊密な関係があったのかもしれない。ラムゼー修道院の所領問題に関する証書の証人リストは、ノリッジ司教の

ハウスホールドのメンバーである執事ウイド (Gwido, Wido) を含んでいる。かれはまた、同時期の2つの国王証書 (1107年, 1111年) にも証人として現れる。司教のハウスホールドのメンバーであったウイドが、永続的に国王奉仕を続けていたことは証明されえないけれども、国王と司教の両ハウスホールドの間には緊密な結び付きがあったことがうかがえるのである。<sup>3)</sup>

この時期のハウスホールドは、まだ、個人的でインフォーマルなものであった。専門化は始まったばかりであった。その意味では、時には、いくつかの機能がひとりの個人に集中することもありえた。この慣行は、最も有能で、また忠実な個人が起用されることを意味していた。さらに、そのことは、司教の経費削減にも役立ったであろう。<sup>4)</sup>

さきに、アングロ=ノルマン期の司教たちについて、一面では、かれらが国王にとって有能な能力者集団として位置づけられることを明らかにしてきた。ここでは、同一レベルにおいてではないが、司教にとってかれのハウスホールドは、いまだ専門化は進んではいないが、やはり職能者集団として位置づけられることを指摘しておきたい。クロスビーは、さきの2つの役職、執事と給仕頭を高位聖職として紹介しているが、当時の聖職者は文字どおり「聖務」にのみ専念していればよかったわけではない。

では、アングロ=ノルマン期の聖職者については、その登用における能力主義、さらにパトロネジ、聖職売買などが特徴としてあげられるのみであろうか。これらのいずれとも結び付くかたちで、司教の任命・選出、また各司教座教会における高位聖職者の任命・選出において認められるのが、ネポティズム (縁故者起用) である。この問題は、後述する聖職者妻帯の問題とも、さらに司教位や教会内外でのヘゲモニーをめぐる修道士と在俗聖職者との対立ともかかわってくる重大な問題である。しかし、ここでは、ヘンリー1世治世の各司教座教会における縁故者起用についてのクロスビーの研究成果に依拠しながら、いくつかの司教座教会をとりあげ、縁故者起用と考えられる司教たちの家族的つながりの実態を示すことで十分としておきたい。<sup>5)</sup>

カンタベリー大司教座関係者では、大司教アンセルムの甥アンセルムがベリー=セント=エドマンズ修道院長になっている。大司教ラルフの兄弟ペロシン

(Perochin) はグラストンベリー修道院長をへてチチェスター司教になっている。また、ラルフの甥ジョンはカンタベリーの大助祭をへてロチェスター司教となった。ヨーク大司教座関係では、大司教ジェラルドはウィンチェスター司教ワルケリン (Walkelin) の甥であった。ウスター司教サムソンの兄弟と息子、2人同名のトーマスが大司教となった。さらに、大司教サースタンの甥オズバートはリッチモンドの大助祭となっている。グラム司教ラヌルフ=フランバルドは Alveva of Huntingdon を妻帯していたが、かれの縁者たちは同司教座で聖職を得ている。ソールズベリー司教ロジャーの縁故者起用もよく知られているところであるが、かれは Matilda of Ramsbury を妻帯し、息子ロジャーは大助祭となっている。<sup>6)</sup>

司教座教会における縁故者起用という場合、これまで述べてきたような血縁的つながりによるものと、地縁的つながりによるものとが考えられる。つぎに後者の事例を検討していきたい。そして、本稿で問題にしているアングロ=ノルマン期の聖職者の特徴のうちに、これら両方の意味での縁故者起用を含めるべきである、と考える。では、地縁的つながりはどのような形で見られるのであろうか。この問題を究明するに際しては、イングランドのみを見ているだけでは不十分である。ノルマン征服によってノルマンディーとイングランドが結び付き、ノルマン諸侯たちのなかには両地域に所領をもつ者が出現したが、同様に、ノルマンディーの司教座教会や修道院の多くがイングランドに所領をもつようになった。このことは、所領関係だけではなく人の移動にも影響をあたえた。すなわち、ノルマンディー出身の修道士や在俗聖職者のなかから、イングランドにおける高位聖職を獲得する者が現れてくるのである。かれらは、自分達の昇進の機会を征服地あるいは新天地に求めたのであった。逆に、イングランドの側からみれば、ノルマン征服後、イングランド教会の「ノルマン化」が進んでいったといえよう。<sup>7)</sup>

こうした背景のなかで、地縁的つながり、言い換えれば、出身閥とでもいえるものが重要な役割を果たすことになる。これは、教会分野において、ノルマンディーからイングランドへの人材提供のチャンネルがどのように形成されていったのか、という問題にほかならない。しかし、この問題の検討に際しては、あ

る特定の個人ともうひとりの個人とのつながりを実証することの困難さが伴う。したがって、ここでは、2つの事例について、出身閥とでもいえる現象が認められることを示唆するにとどめたい。

2つの事例とは、ひとつは、大司教ランフランクとアンセルムにつらなるノルマンディーのベックそしてカーン両修道院からカンタベリー大司教座教会へのチャンネルであり、もうひとつは、オドーにつらなるバイユー司教座教会出身者のグループである。後者の出身者は、主としてヨーク大司教座教会やウスター司教座教会の高位聖職を獲得していった。したがって、これら2つのグループは、修道士と在俗聖職者のグループとして捉えることもできるし、おおまかに言えば、アングロ=ノルマン期を特色づける首位権論争の両方の当事者であるカンタベリーとヨークのグループであった、ともいえる。さらに、ランフランクとオドーとの対立は、ケント伯でもあったオドーがカンタベリー大司教所領を侵奪したとしてランフランクが訴えた裁判においても象徴的に見られたのである。<sup>8)</sup>

一方では、ランフランクやアンセルム、さらに、のちにカンタベリー大司教となるラルフ (Ralph d'Escures, 在位, 1114-22) のほか、ノルマンディー公ウィリアムが建設し、ランフランクが初代修道院長となったカーンのサンステファン修道院からの以下のような人々がいる。かれらは、カンタベリー大司教座付属修道院の修道士になった後に、他所での高位聖職へと昇進したことが多い。Walkelin, bp. of Winchester; Paul, abb. of St. Albans; Gundulph, bp. of Rochester; Ernulph, bp. of Rochester; Thurstan, abb. of Glastonbury; Roger, abb. of Cerne; Henry, abb. of Battle; Herluin, abb. of Glastonbury. <sup>9)</sup>

他方、バイユー関係者の場合は、司教オドーの個人的影響が大きいようである。ノルマン征服後オドーがイングランドから持ち帰った富はバイユーの町の繁栄を助けた。ニコール (Nicholl) は、1万人の住人のために11の小教区教会が存在した、と推測している。また、司教座教会参事会のメンバーによる新しい家の建築ラッシュが引き起こされた。こうしたなか、司教オドーは、バイユー司教座教会の若く有能な聖職者たちに積極的に勉学の機会を与えていく。こうした聖職者のなかには、最初バイユー司教座教会の財産管理係

(treasurer) で、ついでヨーク大司教となるトーマス 1 世 (Thomas I, 在位, 1070-1100), かれの兄弟でウスター司教となるサムソン (Samson, 在位, 1096-1112), グラストンベリー修道院長となるサースタンがいた。<sup>10)</sup> 派遣先は当時の学問の中心地のひとつであるリエージュ (Liège) であったが、トーマスの場合は、ドイツさらにスペインへと赴いたようである。<sup>11)</sup>

サムソンの事例は、妻帯聖職者がどのように家族的つながりを利用してネットワークを広げていったかを例証している。かれは Muriel とバイユーの司祭 Egbert との息子であった。サムソンは、おそらくひとりの娘をもっていた。彼女は Isabella de Douvre で、ウスター司教ロジャー (Roger, 在位, 1163-79) の母親、さらに1133年バイユー司教座において、かれのオジのリチャードのあとを継いだリチャードの母親であった。サムソンはまた、ヨーク大司教トーマス 2 世 (在位, 1108-14) の父親でもあった。<sup>12)</sup> 他のバイユー出身者としては、グラム司教となるウィリアム (William of St. Calais, 在位, 1080-96), 国王チャブレンとなる John of Bayeux, さらにウスター司教となるスュルフ (Theulf) がいる。スュルフは、前任者サムソンと同様、バイユー司教座教会参事会員 (canon) から国王付き聖職者となり、さらには司教へと昇進したのであった。立証は困難であるが、こうした聖職者たちが、かれらの昇進をバイユー司教オドーのパトロネジに負っていたことは十分にありそうなことである。<sup>13)</sup>

このように見てくると、カンタベリー大司教やその教会参事会を構成する修道士たちとオドーとのケントにおける激しい論争が、バイユー出身者をまとめながらカンタベリーに対抗させ、さらには、ヨークシャーにおいてカンタベリーへの疑惑をもつ集団を形成していった、とするニコールの見解はおおいに興味深い。オドーの兄弟であるモータン伯ロバートは、ドゥームズデイ調査時にヨークシャー最大の直接受封者であったし、バイユー出身の聖職者集団はヨーク市における最も強力な教会勢力であったのである。<sup>14)</sup>

首位権論争においてカンタベリー大司教と妥協することなく闘いぬいたヨーク大司教サースタンもまた、バイユー・グループとの結び付きを想定できる人物である。かれは、1070年頃、バイユー南東 7 マイルのところにある

Condè-sur-Seulles で、Popelina と司祭 Auger とのあいだに生まれた。<sup>15)</sup> やがて、父親は、ロンドン司教座教会参事会禄を得て、家族といっしょにロンドンへと移住する。ニコールは、そのことにおいて、かれらは、バイユー出身者でロンドン司教座教会参事会長であったラヌルフ=フランバルドの跡を追っていた、と論評している。<sup>16)</sup> この点は重要である。サースタンはのちにヨーク大司教となり首位権論争においてカンタベリー大司教や国王と対立するが、その間一貫してサースタンを支持し続けたのが、かれの属司教でもあるグラム司教ラヌルフ=フランバルドであった。ここにも、バイユー閥の影響を推定できないであろうか。

サースタンの父親 Auger が得た聖職禄は、ロンドン司教モーリス (Maurice, 在位, 1085-1107) が創設した30の聖職禄のうちのひとつであった。<sup>17)</sup> 父親が死んだ時、その聖職禄は息子 Audouen へと渡り、同じころ、サースタンも同司教座教会参事会員禄を獲得した。この時期には、他の参事会聖職禄についても同様の現象がみられ、ロンドン司教座教会は前述したネポティズムの見られる典型的な事例を提供している。Ealdland, Mapesbury, Mora, St. Pancras, Rugmere, Wenlakestarn, Wildland の聖職禄が、父親から息子、あるいはオジから甥へと伝えられた。さらに参事会長ラヌルフ=フランバルドは、Totenhal の聖職禄をもっていたが、息子 Elias は Sneating を、甥の Fulcker は Ealdstrit を保有していたのである。<sup>18)</sup>

以上、ノルマン征服後のイングランド教会の司教と司教座教会参事会との関係において、また高位聖職者の補充の仕方において、血縁的・地縁的結び付きに依拠した縁故者起用が見られたことを明らかにしてきた。とりわけ血縁的結び付きの場合、多く妻帯聖職者が自分の息子たちを教会の高位聖職へと昇進させようとした事例がめだつ。その意味では、こうした血縁的ネポティズムを根絶するためには、聖職者たちの妻帯の習慣を改めることが必要であった。この時期の教会改革運動・教会会議において、純粹に宗教的に有能で資格ある聖職者を確保するため、聖職者の妻帯や聖職の世襲相続が非難されたのも、そのような背景においてであった。したがって、本稿の第II部においては、教会改革をめざす教会会議をとりあげ、会議規定の分析をとおして、アングロ=ノルマ

ン期の聖職者についての「聖」と「俗」の問題を検討していきたい。

## 註

- 1) 拙稿, 「首位権論争」(上)(下)。
- 2) K. Edwards, *s-cath*, p. 100; Crosby, Ep, p. 51.
- 3) Crosby, Ep, p.58.
- 4) *Ibid.*, p. 64.
- 5) *Ibid.*, pp. 19-25.
- 6) *Ibid.*, pp. 19-21, 23-4.
- 7) 拙稿, 「アングロ=ノルマン国家」, pp. 36-38.
- 8) 拙稿, 「首位権論争」(上)(下), Cf. Le Patourel, Penenden Heath; Do., Reports of the Trial.
- 9) Nicholl, *Thu*, p.6. ランフランク, アンセルム以外のベック出身者としては, Henry, dean of Christ Church, Canterbury(c.1074), abb. of Battle(1096); Arnost & Gundulf, bps. of Rochester(1076, 1077); Gilbert Crispin, abb. of Westminster(1085). Barlow, *1066-*, p.181.
- 10) Nicholl, *Thur*, pp.4, 6-7.
- 11) Green, *GE*, p. 159; “Dociles quoque clericos Leodicum mittebat, et ad alias urbes ubi philosophorum studia potissimum florere nouerat; eisque copiosos sumptus ut indesinenter et diutius philosophico fonti possent insistere largiter administrabat. De discipulis quos ita nutrierat fuerunt Thomas archiepiscopus Eborachensis, atque Samson frater eius episcopus Wigornensis; Guillelmusque de Ros abbas Fiscannensis, et Turstinus Glestoniensis, multique alii qui nostris temporibus in aecclesia Dei flourerunt, et subiectis ouibus pabulo doctrinae radiisque uirtutum sollerter profuerunt.” *OV*, IV, pp. 118-19; Raine, *HCY*, II, p. 356; Chibnall, *ANE*, pp.126-7.
- 12) Nicholl, *Thur*, p.6 n.18.

- 13) *Ibid.*, 7; Barlow, 1066-, p.83.
- 14) Nicholl, *Thur*, 7.
- 15) *Ibid.*, 5. ニコールは、後日、カーンの修道士たちが古くから Condè-sur-Seulles の司祭任命権をもつことを承認されたことから、サースタンが学問のためにカーンへと赴いた可能性を示唆している。しかし、このことは、サースタンがバイユーへ行ったという可能性をまったく否定するものではない。むしろ、かれが妻帯司祭の息子であり、経歴としても修道士にならず在俗聖職者の途を選んでいることからすれば、カーン修道院との結び付きよりもバイユー司教座教会との結び付きのほうがありそうである。
- 16) *Ibid.*, p. 7.
- 17) *Ibid.*, p.7; モーリスは、ル=マンの大助祭からウィリアム 1 世のチャプレンそしてチャンセラー（書記局長）をへてロンドン司教になった。Loyn, *Will's bps*, p.227; *HBC*, p.81.
- 18) Nicholl, *Thur*, pp.7-8.



## II 教会会議

### (1) 教会会議の性格

本稿の第II部では、ノルマン征服後のイングランド教会において教会改革運動が何を改革目標としたのかを問い、それらが教会会議で具体的にどのような会議規定として決議されたのかを検討していく。いうまでもなくアングロ=ノルマン期は「グレゴリー改革」の時期と重なっており、イングランドでの教会改革の動向を明らかにするという問題関心は、「グレゴリー改革」のなかで主張された具体的な改革目標が、どのようなかたちで、どれだけの時間的ずれをともなつてイングランドへと浸透していったのか、という問題提起に結びつく。

あらかじめ大まかな見通しを述べておくと、聖職者の規律にかんする側面、すなわち、聖職売買の禁止や聖職者妻帯の禁止などは、ノルマン征服直後からカンタベリー大司ランフランクによって推進されていく。しかし、とりわけ聖職叙任権闘争の過程のなかで重視される世俗叙任（俗人による聖職者の叙任）の禁止は、イングランドにおいては、大司教アンセルムの在位期間の後半になってから論議されていくことになる。

同時に、アングロ=ノルマン期の特色は、教会改革運動・教会会議や聖職叙任権闘争の過程での論議をつうじて、聖職者についての「聖なるもの」と「俗なるもの」との分離が図られていった時期である、といえるのではないか。教会法・世俗法の整備が進み、教会法廷と世俗法廷で取り扱う管轄事項の区別が行われていく。ここで、「聖」とは、聖職者の本来あるべき姿・性格を、また、教会の聖務とみなされていたものを意味している。それに対して、「俗」とは、聖職者としてふさわしくない性格、また、行うべきではないと、とりわけ教会改革者によって考えられていた行動を意味している。ただ、史料的に教会会議規定を利用する場合、聖職者について「聖なるもの」は当然のこととされており、しばしば言及されるのは、聖職者についての改革・矯正すべき行い、すなわち、「俗なるもの」なのである。したがって、以下、本稿において検討されていくのも「俗」に含まれる事柄がもっぱらである。しかし、その場合でも、対極としての「聖」が前提として想定されていることはいうまでもない。この

時期の「聖」なる面を積極的に記述している史料としては、たとえば多くの聖人伝が存在しているのである。

ところで、教会会議という場合、そのなかにはローマ教皇による会議から教皇使節による会議、大司教区会議、司教区会議、さらに大助祭による会議までいろいろなレベルのものがある。ここでは、イングランド教会全体にかかわるような、教皇使節会議あるいは首位大司教としてのカンタベリー大司教による教会会議をみていく。

また、教会会議の機能としては大きく2つに分けられる。第1に、ローマ教皇や公会議決議など上のレベルからの指示や決定を、あるいは大司教区会議の決定を、下のレベルすなわち司教区や小教区において周知させ実行させるという、いわば確認・伝達を主とする機能である。司教たちは教会法を順守し、それに基づく共通の行動をとることを期待されていた。そのため大司教は教会会議を開いたが、かならずしも立法化のためであったわけではない。<sup>1)</sup>第2に、各レベルの教会会議において、とりわけ本稿で取り扱うようなイングランド教会全体にかかわる教皇使節や首位大司教による会議においてなされた、問題の提起・討議・決定という決議機能である。この機能は、とりわけ教会改革の推進が図られるにつれ重要になっていく。後述するように、まず、カンタベリー大司教ランフランクによる教会会議での決議が注目されるべきである。

大司教はみずからの指導下にある司教たちに対して、教会会議によってのみ指示を与えたわけではない。書簡による指示伝達もあった。たとえば、1073年頃、エルナム（のちセトフォード）司教ヘルファスト（Herfast, 在位, 1070-85）にあてたランフランクからの書簡がある。これは、司教とベリー=セント=エドマンズ修道院との間の複雑な論争について、ランフランクがローマ教皇グレゴリー7世からの指示を受けて送った書簡である。ランフランクは、司教を懲戒し修道院の特権を防護するよう命じられていたが、同時に、かれはブリテンの首位大司教としてのカンタベリー大司教の立場を強調している。本稿とのかかわりでいえば、司教の「世俗性」を非難している点と、キリスト教史上における重要な教会会議の決議規定を学ぶことの必要性を強調している点に注目すべきである。ランフランクは司教に言う。「サイコロ遊びを止めな

い。さらに重大な不品行や世俗的スポーツについては言うまでもありません。あなたは、そうしたことに一日じゅう費やしている、と言われていました。神学、そしてローマ教皇たちの〔決議〕規定を学びなさい。聖なる教会法に特別の注意を向けなさい」と。<sup>2)</sup>

ノルマン征服後のイングランド教会における教会改革のための教会会議開催に関連しては、アングロ=ノルマン期の各国王が教会改革の必要性をどのように考えていたかという問題とともに、かれらの教会政策を無視できない。これまで筆者は各国王の教会政策についてはすでに考察してきている。<sup>3)</sup>いま、いくつかの問題を提示してみたい。

教会改革に対する各国王たちの姿勢については、ウィリアム1世が大司教ランフランクといっしょに、ヘンリー1世が大司教アンセルムと共に改革を推進したといわれる。しかし、両国王は自分達の信仰心からそうしたのか、あるいは、共に両大司教のイニシアティブによる改革であったというべきか、といった問題が提起できる。その意味では、逆に、教会改革を無視したとされるウィリアム2世は、そうすることでなんら不都合は生じなかったのか。あるいは、なぜ改革を軽視ないし無視することが可能であったのか、といった疑問が生じるのである。これらは、各国王と大司教との関係、教会改革の推進方法についての大司教の考え、それぞれの時期におけるローマ教皇の立場とイングランド教会との関係、さらにノルマンディーとイングランドの両地域にわたる一人者支配がくずれるウィリアム1世死後の国王たちのノルマンディー政策などによって大きく左右されていった。

一見すると教会改革に好意的であったようなヘンリー1世であるが、かれは、実際には、どの程度に改革に熱心であったのであろうか。前王ウィリアム2世の教会への対応と比較するなら、たしかにヘンリー1世は教会を好意的に取り扱ったようである。しかし、つぎのステューヴン王即位時における憲章に見られる聖職者たちの評価は、ヘンリー1世の治世がそれほど好ましいものではなかったことを示している。<sup>4)</sup>

ヘンリー1世の即位、そしてカンタベリー大司教アンセルムの帰国後に開催されていくウェストミンスター教会会議(1102年)、また1108年に開かれたロ

ンドン教会会議，さらに大司教ウィリアムが教皇使節として開催したウェストミンスター教会会議（1127年），これらの教会会議を通じて何が問題になり，それらの問題に対してヘンリーはどのようにかかわったのであろうか。会議で取り上げられていく高位聖職の空位問題，それと深く関係する聖職売買の禁止にしても，ヘンリー1世は，両方を都合のいいように併用しながら，自分のハウスホールドや国王宮廷出身者に対して司教職をはじめとする高位聖職を与えていった。また，聖職者妻帯の禁止にしても，むしろその規定を利用しながら，金銭とひきかえに違反者を見逃してやっていた一部の助祭にならって，違反聖職者に罰金を課すことで収入を得たりしている。

ニコールは，ヘンリー1世の教会政策について世俗性が見られることを指摘している。「国王の確固たる世俗主義（secularism）の最も明白な事例は，かれがアンセルム死後5年間カンタベリー大司教座を空位に保ち，そのことによりローマ教皇パスカル2世をはねつけ，その年月の経過が教皇をして，イングランド国王の同意と善意がなければだれもカンタベリー大司教になれないとの印象をもたせるにいたった，ということである。」<sup>5)</sup>

ヘンリー1世の空位政策のいくつかの事例は，カンタベリー大司教座の5年間（1109-14），イーリー司教座の2年間（1131-3），コヴェントリー司教座の3年間（1126-29），グラム司教座の5年間（1128-33）などである。死亡した司教の個人的財産に対する国王ヘンリーの権利行使は，ローマ教皇ホノリウス2世（Honorius II，在位，1124-30）からの抗議を引き起こした。ヘンリー=オヴ=ハンティンドンは，ロンドン司教ギルバート（Gilbert the Universal，在位，1128-34）が死んだ時，金銀でいっぱいであった司教のブーツが王庫へと運び去られたことを伝えている。<sup>6)</sup>

こうしたヘンリー1世の教会空位政策はどのように位置づけられるべきであろうか。その問題を考える場合，かれの行動を，なんらイデオロギイ的意味合いをもたない実用的政治ビジネスの単なる一作戦行動としてかたづけるべきではない，とするニコールの見解が示唆ぶかい。この時期，ヘンリー1世の法律顧問たちは，その自足性において，また，国王の意志がその力の源であるという点において，教会法に匹敵するような世俗法典を編纂しつつあった。ヘンリー

はまた、大陸において進行しつつあった聖職叙任権闘争にも関心を示した。かれの娘マティルダをドイツ王ヘンリー5世と結婚させていたことは、かれがどちら側の考えに共感していたかを端的に示しているのである。<sup>7)</sup>ヘンリー1世の空位政策は、国王の収入増をもたらし、パトロネジの行使と併用される時、高位聖職者の登用に大きな効力をもった。同時に、それは、教会側からの攻撃に対する世俗側からの対応という脈絡において捉えられることも必要であろう。まさにこの点でも、「聖」と「俗」とのせめぎ合いを見ることができるのである。

1128年4月ヘンリー1世が召集した会議において、諸侯たちはマティルダをヘンリーの後継者として承認した。儀式の統轄者はソールズベリー司教ロジャーであった。その際、宣誓順序としては、まず大司教、ついで司教、修道院長は最後であった。スコットランド王、イングランド王妃、州長官など俗人有力者のあとにである。ベリー=セント=エドマンズ修道院長アンセルムは、全修道院長の名において、この優先順位に抗議したが、国王はそれには全然耳をかきなかったという。F.バーロー (Barlow) は、この事件について、教会の法と慣習は国王宮廷では効力がなかった、と論評している。また、M. プレット (Brett) は、ヘンリー1世治世について、ローマ教皇、大司教、国王それぞれの正義 (justice) のあいだの区別はいまだあいまいであったし、その区別の必要性を感じていた人々も少なかった、と主張している。<sup>8)</sup>

たしかに後の時代と比べて、ヘンリー1世の時期について、教皇・大司教・国王たちの正義あるいは裁判権をどの程度明確に区別できるかは疑問である。しかし、逆に、たとえ十分に明確ではなかったかもしれないが、それぞれの管轄領域を区別すること、あるいは区別を必要とする事態が、ヘンリー1世治世を含むアングロ=ノルマン期に生じつつあったことも見逃せない事実であろう。ここでは、正義・裁判に限らず、もう少し一般的な意味での「聖なるもの」と「俗なるもの」との区別がなされるようになったのがアングロ=ノルマン期であった、との認識に基づきながら、教会会議規定の分析のうちに両者の在り方を探っていきたい。<sup>9)</sup>

## 註

- 1) Brett, *Henry I*, p.64.
- 2) *EHD*, II (1953), pp.638-9.
- 3) 拙稿, 「ウィリアム1世」, 「ウィリアム2世」, 「ロンドン協約」, 「ヘンリー1世」 「スティーヴン王」。
- 4) 拙稿, 「スティーヴン王」, p.72。
- 5) Nicholl, *Thur*, 12.
- 6) Poole, *DB to MC*, p.182 n.5; “Moriens siquidem nihil divisit; sed infinitam thesauri copiam rex Henricus in ejus deliciis invenit. Ocreae etiam episcopi auro et argento refertae in fiscum regium allatae sunt.” *HH, De contemptu mundi*, p.308.
- 7) Nicholl, *Thur*, pp.12-3.
- 8) Barlow, *1066-*, p.85; Brett, *Henry I*, p.100.
- 9) 佐藤伊久男氏は、ヘンリー2世時代の「クラランダンの定め」の条項がヘンリー1世治世の慣習を記録したものであり、それは、「教会」の統治領域に対する王権側の領域劃定の体系であった、とされる。12世紀中葉には多数の訴訟が教会裁判所へともたらされ、「教会」の管轄領域が広範囲に拡大していった。教会裁判所についても、「クラランダンの定め」第8条は助祭長〔大助祭〕、司教、大司教の各裁判所に言及している。佐藤, 「教会と王権」, pp.323, 317, 319.

## (2) 会議規定の内容

ここでは、アングロ=ノルマン期に開催された教会会議のうち、教会改革の推移を考察するのに重要だと考えられるいくつかの教会会議を取り上げ、それらの会議規定の内容を検討していく。その際、各国王の治世ごとの特徴がみられるのかどうかも究明したい。なお、アングロ=ノルマン期に開催された教会会議の一覧表を、末尾資料に掲げているので参照していただきたい。

## a ウィリアム1世治世

ウィリアム1世の治世、より厳密にはカンタベリー大司教ランフランクの在位期間(1070-89)からは、6組の教会会議規定が残存してきている。大部分が、見出しあるいは要約という形においてである。それらのうち、2つの日付が確定される。すなわち、1075年のロンドン会議規定のランフランク自身による要約と、1076年4月1日ウィンチェスター会議規定の要約である。<sup>1)</sup>

日付を特定できないウィンチェスターで出された16カ条の教会会議規定の見出しは、1070年 Ermenfrid, bp. of Sion の会議に帰されるかもしれない。それは、初期アングロ=ノルマン教会法のうち、最長で最も雑多な内容をもつものである。教皇使節の指導のもと、主として残存していたアングロ=サクソン高位聖職者たちによって作成されたようであるが、当時のイングランド教会の実情を示している。まず、第1条は、いかなる者も2つの司教位をもつべきではない、と規定している。この規定は、その後くり返されることはなかったが、前カンタベリー大司教スティガンドがウィンチェスター司教位を兼職していたことが、想定されていたにちがいない。<sup>2)</sup>

すでにこの会議規定において、アングロ=ノルマン期の教会改革の2つの主要なテーマが現れていることは注目に値する。すなわち、第2条、聖職売買(シモニア)は非難されること、ならびに、第15条、聖職者は純潔に暮らすか(独身制の遵守、聖職者妻帯の禁止)、かれらの職位を放棄するかを強制される。後者の規定は、あまりにも簡潔であるため、さらなる解釈を必要とする。それは、聖職者全体に適用される徹底した禁止令なのか、一部の聖職者にのみ適用されるものか、といった疑問が生じるからである。ウスター司教ウルフスタン2世(Wulfstan II, 在位, 1062-95)は、より厳格にその規定を解釈したようである。一部の聖職者への適用という場合、バーローは、その規定が、“collegiate bodies”のメンバーである“canons”にのみ適用される場合を想定している。<sup>3)</sup>

では、この“collegiate bodies”の“canons”とは、どのような聖職者を指しているのか。“collegiate bodies”を司教座教会参事会、“canons”をその構成員である参事会員と考えるのであれば問題はない。しかし、“collegiate

church (参事会教会)”が想定されているなら、問題が生じる。その場合、司教はいないが、聖職者たちが参事会を構成しながら共同で運営していた教会を意味する、と考えてよかろう。そして、聖職者たちが特定の戒律に基づいて共同生活をしているのであれば、実態は修道士たちの生活にかぎりなく近いものとなったであろう。そうした聖職者が、この規定の対象とされている妻帯生活をしている可能性は少ない。

したがって、ここでは、戒律に基づかない生活をする聖職者、すなわち、在俗聖職者を想定する必要がある。そうした在俗聖職者が構成する参事会を核とする教会を、いま、“collegiate church”と呼ぶとする。では、この“collegiate church”と通常の在俗聖職者が参事会を構成する司教座教会 (secular cathedral church) との違いはなにか。共に在俗聖職者が参事会を構成しているのであるから、相違は司教の存在の有無だけということになるであろう。それならば、妻帯禁止規定を“collegiate church”に限定する必要はないのではないか。むしろ、ここで妻帯禁止の対象になる聖職者として“canons”を想定するのであれば、かれらは、戒律に基づいて生活をするアウグスティヌス派律修聖職者 (regular canon) などではなく、しかも、“collegiate church”か“cathedral church”かを区別する必要もなく参事会員を考えれば十分なのではあるまいか。

以下、本稿では、妻帯禁止規定の対象として“canons”が言及されるばあいには、教会参事会員、多くの場合、在俗聖職者である司教座教会参事会員を意味するものと考えていく。

もちろん、アングロ=ノルマン期をつうじてくり返し決議される妻帯禁止規定が、司教や司教座教会参事会員のような高位聖職者に限定されていたと考えることはできない。禁止対象も時期とともに変化していく。後になると在俗聖職者であっても、小教区司祭たちもその対象に含まれていくのである。いずれにしても、ここでの聖職者妻帯の禁止規定が、あまりにも簡潔すぎるがゆえに、どれほどの範囲の聖職者を対象にしていたのかが曖昧である。この点について、同じくバーローが、この曖昧さはおそらく意図的であった、と推定しているのは示唆深い。というのは、ノルマン征服後の間もない時期において、それまで



のイングランド教会の置かれていた状態を考慮しない急激な改革は、反発を引き起こしたはずである。それゆえ、各司教区の事情に応じて規定を解釈・実行する自由裁量権を各司教に与えていた可能性も考えられるからである。大司教ランフランクが、イングランド教会の実情を考慮しながら現実的な教会改革を進めていったことを思い起こすべきである。<sup>4)</sup>

また、教会改革を強化・継続するために、司教たちは、毎年1回、司教区会議 (synod) を開催すべきことが規定された (第13条)。

ランフランクの初期の教会会議規定は、ノルマン征服後の時期における状況を反映していた。それはまた、ランフランクと緊密な関係を保ちながら、かれの推進する教会改革への支持を与えていた国王ウィリアム1世に対する教会側からの支援として捉えることができる。そこで意図されているのは、イングランド王に対する教会と人々の忠誠心の確保であった。ウィンチェスター会議 (1072年?) 規定は、司教たちが君主に反対して共謀すべきではないことを命じた。また、ウィンザー会議 (1072年?) は、いかなる者も、国王あるいは自分が住む国 (土地) に対して反逆者となるべきではない、と命じた。すべての司教や司祭は、かれの小教区におけるそうした反逆者を破門すべきである。さらに、各司祭は国王のために3回のミサを唱えるべきであり、すべての他の品級の者はひとつの詩篇を、そして俗人たちは7回施物を与えるべきであった。全員が、かれらの施物により貧者を支援すべきであった。これらの方策は、おそらく部分的には、ノルマン支配に反対して起こる反乱をなだめるための償いの行為であった、とするバーローの見解を支持しておきたい。<sup>5)</sup>

ノルマン征服後のイングランドにおけるランフランクの教会改革プログラムは、基本的には、かれとウィリアム1世がノルマンディーで始めていたその継続、あるいはくり返しであった。教会改革の2つの主要テーマは前述したとおりであるが、イングランドの場合、ノルマンディーでの教会改革を理想的なかたちで実行することが意図されていた、といえる。そのためには、第3のテーマである、司教の指導下での秩序ある司教区統治の実現が必要であった。この司教区統治の整備については後述する。

聖職者の純潔あるいは独身制の遵守 (妻帯禁止) は、ウィンザー会議 (1072

年?)でも議論された(第3条)。さらに、ウィンチェスター会議(1076年)は、聖職者妻帯にかんするランフランクの規定を提供する。それは、アングロ=ノルマン初期のイングランドの会議規定を示しているとしても、同時に、ノルマンディー側のルーアン(1055x63)、リズュー(1064)、ルーアン(1072)各会議の規定をくり返しているとも考えられる。それならば海峡の両側で聖職者妻帯を禁止する類似の規定が出現してもいいはずであったが、実際には、内容の詳細において違ったものになっている。ウィンチェスター会議規定は、いかなる参事会員(canon)も妻をもつべきではない、と大ざっぱに述べている。これに対してノルマンディー側では、聖職者の品級により区別している。司祭や助祭の品級にある妻帯参事会員は、彼女たちを遠ざけねばならなかった。下位品級の参事会員たちは、強制的に妻を奪われることはなかったけれども、彼女たちを遠ざけるよう促された。妻帯していた小教区司祭(ノルマンディーの場合は助祭も加える)については、かれらは妻を遠ざけるよう強制されていない。しかし、将来、司教は、妻帯しないことを誓う司祭や助祭のみを叙任すべきであった。<sup>6)</sup>

では、こうした聖職者の妻帯禁止規定はどのような反応を引き起こしたのであろうか。ひとこと言えば、その規定が適用されるはずの人々により大いに反対された。同規定が全般的に順守されたという証拠はほとんどない。オルデリック=ヴィターリスによれば、ルーアン会議(1072年)が以前の規定をくり返した時、「好色な司祭たち」は、ルーアン大司教を石で攻撃した。そして、かれは教会会議(synod)が開催されていた教会堂から逃げながら叫んだ。「おお神よ、異教徒たちがあなたの遺産のなかに入っています。あなたの神聖な聖堂をかれらは汚しました」と。イングランドでは、ウスター司教区を除いて、大司教アンセルムがその規定を厳格に実施しようとするまで、大きなトラブルは生じなかった。<sup>7)</sup>

教会改革運動のもうひとつの主要テーマは、聖職売買(シモニア)の禁止であった。ウィンチェスター(1070?)、ウィンチェスター(1072?)、ウィンザー(1072?)、ロンドン(1075)の各会議は、ルーアン会議(1037x46)以降の会議規定に従いながら、司教職・修道院の売却や叙任の売却を禁止した。ウィン

チェスター会議（1072?）は、聖体（パンとブドウ酒）の売却を非難している（第3条）。世俗的追求もまた非難の対象となった。聖職者たちはゲームや狩猟をすべきではなかった。あるいは、司教以外の人の執事であってはならなかった（ウィンチェスター、1072年? 第7, 10条）。<sup>8)</sup> 聖職者は武器を帯びてはいけなかった（ウィンザー、1072年? 第12条）。この点は、聖職者の軍事行動を明確に禁止していると解釈できる。また、司教、修道院長、聖職者は死刑・手足切断の宣告を発したり承認したりすべきではなかった（ロンドン、1075年、第9条）。<sup>9)</sup> この点は聖職者の世俗裁判への関与を否定したものと見て注目すべきである。このように、教会会議をつうじて「聖」と「俗」との区別が明確にされていくのである。<sup>10)</sup>

ウィリアム1世治世の教会会議規定のなかには、ノルマン征服後のイングランド教会の状況をよく反映しているものがある。征服により引き起こされた社会的混乱と機会を求めて移動する聖職者像が浮かび上がる。ウィンチェスター会議（1070年? 第3条）からウィンチェスター会議（1076年、第2条）までのすべての教会会議は、無差別の叙任、そして上位者の推薦状なしに外国の聖職者や修道士を維持・叙任することを非難している。疑いなく、役職を求めて外国人の流入があったし、妻帯禁止規定の実施における厳格さの程度に応じて聖職者の司教区間の移動が強化された、とするパーローの指摘は示唆深い。ウィンチェスター会議（1076年）はまた、いかなる遍歴修道士も教会の公的職務に就けられるべきではないことを命じた。<sup>11)</sup>

ランフランク在位期間の残存する教会会議規定は、断片的であり、決して体系的であるとはいえないが、それでも教会改革のプログラムの枠組を提供してくれる。聖職者と修道士は規律を守るべきであった。たとえば、在俗聖職者にとっての独身規定、修道士にとっての財産共有の規定がある。すべての聖職売買は根絶されねばならない。司教の権威が強調され、秩序ある司教区行政と正義が行われるべきであった。司教の教会会議と法廷は、教会法を強化し、聖務執行に必要な欠点のない聖職者を確保し、俗人の倫理とくに性的倫理を監督すべきであった。教会改革のプログラムを実行する任務が司教たちに委ねられた。ノルマン征服後のイングランド教会にとっての新しさは、ノルマンディーや他

の大陸教会の場合と比較して、その教会改革プログラムの内容にあったというよりも、むしろ、改革プログラムを実施していくことになる新しい教会行政組織が創設されていった点にあった。その際、パーローも主張するように、教会改革はノルマンディー・モデルにならない、世俗側の協力を得ながら推進されていった。<sup>12)</sup>このことは、大司教ランフランクと国王ウィリアム1世との協力関係をみれば、明白である。それゆえ、ウィリアム1世治世、あるいはランフランク在位期間の教会会議規定からみても、教会改革の内容は、「聖」と「俗」との分離の試みは見られるものの、いまだ主として聖職売買や妻帯の禁止といった聖職者の倫理・規律の側面に限定されていたといえよう。聖職叙任権闘争の時期に大いに議論される世俗叙任の禁止は、この時期のイングランド教会では教会改革の主要なテーマとはなっていなかった。

#### b リルボンヌ (Lillebonne) 教会会議 (1080年)

ウィリアム1世治世におけるイングランドの教会改革が、ノルマンディーの教会改革に倣ったものであったことは前述した。そこで、つぎには、同時期のノルマンディー教会会議のうち会議規定について知ることができるリルボンヌ教会会議を取り上げ、規定の内容を検討してみたい。そうすることで、アングロ=ノルマン期のイングランドとノルマンディーの両地域における教会改革プログラムの異同を探る手掛かりを得ることができよう。

まず、ノルマンディーにおけるこの教会会議の開催、さらにノルマン教会改革を主導していたのはウィリアム1世であったことを忘れてはならない。<sup>13)</sup>以下、イングランド教会改革の主要なテーマと対比するため、また、本稿で問題にしている「聖」と「俗」との区別を考察するのに重要であると考えられる限りにおいて、いくつかの会議規定を取り上げ検討していく。

(第3条) 司祭、助祭、副助祭、そして、すべての参事会員 (canons) と参事会長 (deans) は、いかなる妻あるいは女性をもつべきではない。もし、だれか、将来、この規定を犯しているとの嫌疑がかけられるなら、かれに司教の法廷において自らを弁明させよ。もし、その非難が司教の役人たちを通じてなされたのであれば [そうさせよ]。しかしも

し、非難が教区民や領主のだれかによりなされるならば、司教と協議するため手続上の延期を被告に与えよ。もし、かれが自らの嫌疑を晴らすのを望むなら、かれは自分が仕える小教区において、司教の役人たちの出席の下にそうすべきである。もし、かれが自らの嫌疑を晴らせないなら、かれの教会を永久に失わせせしめよ。<sup>14)</sup> (妻帯聖職者について、教区民がその存在を報告するよう期待されていた、と考えられる点に注目したい。)

(第4条) ・ ・ ・ ・ ・いかなる司祭も、かれの職位のために何らかの世俗的奉仕を行ってはならない。かれは、同じ日に、かれの教会において聖務日課を唱えるために帰れることを条件として、かれの主君のために手紙を運ぶことを除いて [である]。もし、かれの主君がそう望むなら、司祭はチャプレンとして生活費を受けながら、主君に同行することができる。しかし、ノルマンディーにおいてのみである。そして、かれの不在中、ひとりの司祭がかれの教会において務めを引き受けねばならない。<sup>15)</sup> (司祭の「俗」なる一面が否定されている。教会における聖務確保のためである。手紙を運ぶことは、当時、読み書きのできた聖職者の役割とみなされていた、と推測される。ノルマンディー内での奉仕を認めている点は、当時の騎士の軍役奉仕の地域的限定条件と、考え方において類似していたのではあるまいか。)

(第5条) 司教とかれの役人たちは、合法的な司教納付金以上のものを自分たちに与えるよう、力あるいは威嚇によって司祭たちを強制すべきではない。もし、司祭たちが女性をもっているとしても、罰金を取り立てられるべきではない。<sup>16)</sup> (妻帯聖職者たちから罰金を取り立てていた司教の役人たち〈おそらく大助祭〉が存在したことが想定される。この点は、国王ヘンリー1世が、同様に、妻帯聖職者たちからの罰金徴収を試みることと関連させてみるとき重要である。)

(第6条) 1年に1度、大助祭はかれらの大助祭区において、裁治権下にある司祭たちの祭服・祭壇容器・書物について査察を行うべきである。司教は、これら査察のために各地区の司祭たちが集まるただ3つの集合場

所のみを、各大助祭区において指定すべきである。大助祭が査察を実行する時、かれは、必要ならば自分自身と4人の従者たちのため3日間の食物を、そこに出席する司祭たちから受け取るべきである。<sup>17)</sup> (大助祭による査察の内容、各大助祭区が多くて3つほどの地区・司祭グループに分けられていたことがわかる。)

(第9条) いかなる俗人も、司祭を教会に推薦したり、あるいは、司祭たちから司教の同意なく教会を奪ったりしてはならない。しかし、司教は、受容できる候補者を拒否したり、あるいは、不適格な人物を是認すべくでもない。<sup>18)</sup> (ノルマンディーにおいては、すでに、世俗叙任の否定が現れている。)

(第18条) 同様に、もし、いずれかの聖職者が剃髪をやめるならば [かれは司教に罰金を支払わねばならない]。<sup>19)</sup>

(第19条) 同様に、いずれかの修道士あるいは修道女が戒律なしに生活し、かれらの修道生活をやめるならば [司教に罰金を支払わねばならない]。<sup>20)</sup> (これら2つの規定は、聖職者についての「俗」なる行動を示している。)

(第25条) 同様に、もし、いずれかの男性が彼の妻から離れ、あるいは、いずれかの女性が彼女の夫から離れるなら、司教の判断によるのでなければ [罰金が司教に支払われるべきである]。<sup>21)</sup> (結婚・離婚の問題は、司教の裁治権下にあることを、教会は主張し始めていた。)

### c ウィリアム2世治世

ウィリアム2世治世については、多くを述べることはできない。教会会議が開催されていないからである。同王が、教会改革に熱心ではなく、むしろ、ノルマンディー併合政策などとの関係で収入増をはかり、そのためもあって教会空位政策を取っていったことを指摘しておくだけで十分であろう。

しかし、このことはカンタベリー大司教アンセルムが教会改革の意図を断念していたことを意味するものではない。アンセルムは、機会あるごとに国王に教会会議の開催を強く要請しているのである。では、アンセルムが考えていた

教会会議と教会改革は、どのような手順で行われるべきであったのか。大司教からの強い支援要請に対して、国王は大司教がどのような支援を望んでいるのかを問うている。アンセルムは答えた。「もし、望むのであれば、古い時代に開催されていたような [教会] 会議が復活されるように。犯されている悪行が白日のもとにもたらされるように。白日のもとにもたらされた時には、審問されるように。審問された時には、譴責されるように。譴責された時には、阻止されるように、命じなさい」と。<sup>22)</sup>この発言には、教会改革のための教会会議開催の必要性と手続きが要約されている。教会改革が推進されるためには、問題が会議へともたらされ、それについて審議され、対応策が決議されることが必要であった。そのことがまた、教会会議が決議機能を果すことを要請していったのである。

#### d ヘンリー 1 世治世

1100年に即位したヘンリー 1 世は、王権を確立するため教会の支持を得る必要があった。そのため前王の治世に追放状態にあったカンタベリー大司教アンセルムを呼び戻す。さらに、教会改革のための教会会議を開催していくのである。したがって、ヘンリー 1 世治世からは注目すべきいくつかの教会会議の記録が残されてきている。それらの会議規定の検討に進む前に、まず、ヘンリー 1 世の教会政策とかれの治世の全般的特点を見ておきたい。

ヘンリー 1 世の即位憲章が教会の自由を保証するものであったことがしばしば指摘されるが、こうしたヘンリー 1 世の姿勢も、つぎのスティーヴン王の即位憲章と比較されるなら、司教空位時の教会財産の管理の具体的方法など、教会の支持をより必要としていた後者の方が、さらなる教会の自律性を認めている点が注目される。<sup>23)</sup>

ヘンリー 1 世は教会会議開催権をもち、高位聖職者たちは国王の命令で教会会議に出席した。<sup>24)</sup>かれの治世、2 人のカンタベリー大司教アンセルムとウィリアムは、妻帯していない司祭集団をもつようになる。また、かれらは、教会聖職禄と世俗封との区別を強調するような実効ある運動（たとえば、教会聖職禄世襲の禁止）を始めていく。<sup>25)</sup>

教会空位政策や妻帯聖職者からの罰金取り立ては、国王の収入増につながったようである。これらは、ヘンリー1世の死後1136年のロンドン会議において大いに非難された点である。<sup>26)</sup>とくに、妻帯聖職者たちからの罰金取り立てについては、いくつかの重大な問題を含んでいる。まず、ヘンリー1世はいつごろ、なんのために罰金の取り立てを試みたのか。つぎに、聖職者妻帯の禁止規定は、どのように強化されていったのか。その規定は、どのような反応を引き起こしたのか、といった問題である。

ヘンリー1世は、教会空位政策と共に妻帯聖職者への罰金取り立てによる収入増を、ノルマンディー遠征費用捻出のために意図したようである。しかし、後者の試みは、治世初期においては大司教アンセルムの激しい反対に直面して実現しなかった。その実施は治世末期をまたなければならなかった。聖職者妻帯の禁止規定は、ヘンリー1世治世の教会会議においてくり返して決議されていく。そのことは、その規定が妻帯聖職者のあいだにおいて不人気であり、場合によっては激しい反対を引き起こしたことを示唆している。それでも司教たちのあいだにおいては、妻帯の事例は少なくなり、1120年代になると稀になったと推測される。<sup>27)</sup>

だが、A.L. プール (Poole) も指摘しているように、ヘンリー1世治世の教会・行政の中心的立場にいたソールズベリー司教ロジャーなどが公然と妻帯していた事実は見逃せない。かれほどの高位聖職者が規定を無視する時、下位の聖職者たちが規定を遵守することは期待できなかったであろう。多数の小教区司祭、場合によっては修道院長でさえ、女性との交わりを公然と続けていたようである。その規定(立法)は、単に、合法的(受け入れられていた)関係を不法な関係(非難される対象)に取り替えたただけであった、とするバーローの見解は重要である。<sup>28)</sup>

ヘンリー1世治世になるとイングランド教会においても世俗叙任の禁止問題が大いに論議されていく。具体的には、聖職叙任権闘争をつうじて問題化するのであるが、こうしたイングランドでの状況は、大陸における聖職叙任権闘争の過程でみられた世俗叙任に対する見方を反映していたと考えられる。後にローマ教皇となる大司教カリクストゥス (Calixtus) は、1112年ヴィエンヌに教会



会議を開き、ドイツ王ヘンリー5世を破門にしたが、その際、世俗叙任が異端であると宣言している。<sup>29)</sup>この点も、後述するように、世俗叙任を含む聖職売買概念の拡大という問題との関連で注目すべきである。

以上、ヘンリー1世治世を概観して見られる、かれの教会政策ならびに教会会議の全般的特徴を述べてきた。つぎには、ヘンリー1世治世における具体的な教会会議規定を検討していく。

ヘンリー1世の即位とともに呼び戻された大司教アンセルムは、残りの在位期間中、3回あるいは4回の首位大司教会議を開催している。1100年帰国直後に会議が開かれるが、それは国王ヘンリーとマティルダとの結婚問題をめぐるものであった。かつて修道院にいたマティルダが修道誓願を行っていたかどうか、かの女は結婚できるのかどうかが討議された。結論的には、結婚に支障はないとされ、両名は結ばれた。<sup>30)</sup>この会議は、教会改革をめぐるものではないが、結婚問題に対する教会の裁治権の主張を強化するには役立ったであろう。それは、「聖」なるものとみなされるようになる。

1102年アンセルムによってウェストminster会議が開かれた。<sup>31)</sup>それは、ウィリアム2世治世に広がっていた悪弊を取り扱わねばならなかった。9人の修道院長が廃位された。6人が聖職売買のため、3人が他の十分な理由のゆえにである。<sup>32)</sup>ここでも、教会会議のもつ決議・裁判機能に注目しておく必要がある。

廃位の原因となった違反の性格は、いつも明白であるというわけではない。聖職売買ゆえに廃位された者にかんする最も詳細な証拠は、ピーターバラ修道院からのものである。そこでは、修道士たちが、院長を自由に選挙するため国王ヘンリー1世に対して300マルクを支払い、ゴドリック (Godric) を選んだ。かれの抗議にもかかわらずにである。<sup>33)</sup>ブレットが評価しているように、修道士たちが、私有財産をもたないという意味で個人的貧困に縛られており、そうした修道院施設全体としての聖職売買のみ可能であった、という仮定にたつて、これらすべての廃位の背後にあったのは同様の取引であったとするD. ノウルズ (Knowles) の見解を、筆者も支持しておきたい。<sup>34)</sup>教会会議では、聖職者と俗人両方の倫理的改革が意図されていた。司教たちは世俗の裁判に関与すべきではなく、また、適切な服装をすべきであった。

大助祭職を請け負いに出しては（すなわち、賃貸しては）ならない（第2・3条）。大助祭は助祭の品級であるべきである（第4条）。大助祭にかんするこうした規定は、大助祭がひとつのクラスとして出現したことを示す、とするパローの見解は示唆深い。<sup>35)</sup>大助祭職の請け負いとは、大助祭としての務めを代理の者に任せながら、その職位からの収入（聖職禄）を得ることを意味していたと推測される。そのことは、のちの教会会議規定が大助祭職の兼職を禁止していることから窺われる。

聖職者妻帯の問題について、この教会会議はいつそう厳格な姿勢を打ち出した。すでにランフランクの時、1076年会議において、いかなる司祭・助祭も、今後、純潔（独身）の誓願なしに叙任されるべきではない、と規定されていた。アンセルムは、さらに進んで、聖職者の妻帯を絶対的に禁止した。妻帯聖職者は妻を遠ざけねばならなかった。副助祭でさえも、いまや、叙任に際し独身の誓いをなさねばならなかった。女性をもつ司祭はミサを捧げるべきではなく、もし、司祭がそうするならば、そのミサは聞かれるべきではなかった（第7条）。聖職者妻帯の禁止は、当然ながら、聖職禄に対する世襲的相続の禁止（第9条）と緊密に結びついていた。<sup>36)</sup>

また、聖職者の「俗」なる面とみなされるかれらの不行状についても規定された。聖職者が世俗の職位をもつ（第10条）、「酒宴」に参加する（第11条）、不適切な服装をする（第12条）、剃髪を見せない（第14条）ことなどが非難された。修道士の「俗」なる行為としては、修道士たちと共同生活をしない修道院長たちの「騎士的行為」が非難された（第19条）。<sup>37)</sup>

さらに、司教区行政の整備が推進された。小教区司祭は司教の指導下におかれた（第17・18条）。司教を通じて以外は、[小教区教会は]修道院に対して専有されてはならない。専有後、在職者[司祭]は収入の適切な分け前をもつべきであった（第23条）。司教の下での教区制の整備とともに、小教区司祭の経済的な地位保全が意図されていることに注目すべきである。<sup>38)</sup>

ヘンリー1世は、1106年10月頃、ノルマンディーのタンシブレー（Tinchebray）におけるノルマンディー公ロバートに対する戦争勝利の直後に、リズュー教会会議を開催している。しかし、そこでの会議内容は、教会改革に

かんするものというよりも、勝利宣言をおこなうことであったであろう。歴史家エドマー（Eadmer）も、ノルマンディーが王の平和という秩序の下におかれた、と報告している。<sup>39)</sup>

聖職叙任権闘争によって引き起こされた第2回目の追放期間の後、国王とローマ教皇との妥協が成立するとカンタベリー大司教アンセルムは帰国した。その直後、1108年、かれは国王の許可を得てロンドン教会会議を開く。エドマーによると、この会議は、聖職者の不品行を抑制していくというヘンリー1世のイニシアティブによるものであったという。なぜ、国王がこうした関心を示したのか明白ではない。というのも、かれは妻帯聖職者に対して一貫して批判的であったわけではないからである。アンセルムの追放期間中、国王は聖職者妻帯禁止規定を収入源として利用しようと試みた。妻帯者に罰金を課することによってである。しかし、この試みはアンセルムの迅速な抗議によって実現しなかった。<sup>40)</sup>

妻帯聖職者に対して罰金を課するという国王の試みにはモデルがあった。1070年から1102年までのイングランドの教会会議においては、ノルマンディーでのそれに対応するような言及はないのであるが、1108年のロンドン会議の規定はノルマンディーでの規定に類似している。すなわち、大助祭たちは、司祭たちが妻帯するのを許すかわりに金銭を受け取ることはしないと誓うべきである、また、妻帯司祭についての報告を追跡すべきことが規定された（第5条）。現実には、妻帯司祭たちから罰金を受け取っていたであろう大助祭のやり方は、国王にとっても魅力的なものに見えたであろう。<sup>41)</sup>

アンセルムは、この会議において、教会改革のための大いなる試みをなした。しかし、イングランド教会の現実には、かれが目指したほど理想的な状態であったとは決して言えない。ウィリアム=オヴ=マームズベリーは、かれの著作を1118年と1124年の間に書いていたが、1102年の会議規定が守られなかったとみている。<sup>42)</sup>聖職売買はひそかにではあったが、依然として行われていた。司教たちは世俗法の執行に関与しつづけていた。大助祭たちは依然として請負人であった。男色者の破門でさえ延期されてきていた。自分も世襲大助祭であったヘンリー=オヴ=ハンティンドンは、聖職者妻帯の禁止を新奇で最も愚かなものであると考えている。<sup>43)</sup>

1123年グロスター会議は、カンタベリー大司教としてウィリアム（William of Corbeil, 在位, 1123-36）を選出した。かれは、律修聖職者出身であったが、厳しく、おそらく貪欲で、たしかに改革者であった。かれのやり方は、修道士や在俗聖職者すべての方面において不人気であった。しかし、ウィリアムが、アンセルムが着手していた厳格な教会改革を、会議規定をくり返しながらかつて継続・遂行していったことは、それなりに評価されるべきであろう。<sup>44)</sup>

つづく1125年ウェストミンスター教会会議は、ローマ教皇使節により主催されたものとして注目される。同年9月教皇使節ジョン・オヴ・クレマ（John of Crema）が統轄した会議には、ヨーク大司教サースタンとカンタベリー大司教ウィリアム、20人の司教、約40人の修道院長、そして他の多数の聖職者や俗人たちが出席した。<sup>45)</sup>そこでは、聖職売買の概念が拡大され、多くの伝統的手数料（納付金）が非難されるにいたった。聖職者の妻帯と聖職禄の世襲的相続が、そして、世俗叙任が禁止された。これらの規定は、修道士たちを除いてはおおむね不人気であった。<sup>46)</sup>

聖職売買の概念の拡大は、大陸ですで見られ、1119年6月トゥールーズ会議において、ローマ教皇カリクストゥス2世みずから聖香油・香油・埋葬のための支払いを禁止していた。同年10月、ランス教会会議で同様の禁止が行われた。聖職売買を構成するものとしては、司教職・修道院長職・参事会長職・大助祭職・叙任・聖別のための金銭の授受であった。これを犯す者は破門された。ランス会議に出席していたヨーク大司教サースタンは、1121年首位権論争に起因する追放状態から帰国すると、それまで各小教区教会には6ペンス、チャペルには4ペンスを義務づけていた聖香油のための支払いを免除している。洗礼・終油・埋葬のための支払いも同様にした。サースタンは、聖職売買を単なる犯罪としてではなく異端とみなす世代に属していた。聖職売買を犯すことは、聖霊を買うことができると主張することと同じである、と解釈されたわけである。<sup>47)</sup>

この会議内容の新しさは、司祭や助祭身分への昇進には、なんらかのタイトル（聖職禄）をもつべきこと（第8条）、同時に2つの大助祭職をもつことの禁止（第12条）、聖職者による高利貸の禁止（第14条）、そして、運命占いの禁止（第15条）などであった。<sup>48)</sup>

ところで、会議規定の内容とは直接関係ないのであるが、教会会議全般とのかかわりにおいて、つぎのようなバーローの指摘が示唆的である。それはまた、アングロ=ノルマン期のイングランド教会における修道士と在俗聖職者の役割についての見方にも関連している。すなわち、イングランドにおけるベネディクト修道制は、アングロ=ノルマン期末までに、アングロ=サクソン後期の国王統治における修道士たちの活躍と比較するなら、いくつかの点で相対的に衰退しつつあったことは否定できないであろう。修道士たちは、国王会議において役割を果たさなくなりつつあった。スティーヴン王治世までには、大助祭たちが、教会会議において修道士と同じくらい重要な存在になっていた、とバーローは考えている。かれは、そう考える手掛かりとして、1125年の教会会議開催にさきだち、カンタベリー大司教ウィリアムが教皇使節に代わって召集状を出しているが、そこに、司教たちが司教区の大助祭・修道院長・小修道院長 (priors) とともに会議に出席するよう述べられている事実をあげている。<sup>49)</sup> たしかに、教会会議や司教区行政における大助祭の役割の重要性は認めるべきではあるが、この事例における呼び掛け順序だけから修道士との役割上の比較をなすことは不十分であろう。

1127年カンタベリー大司教ウィリアムによるウェストミンスター教会会議も、大司教が教皇使節に任ぜられていたため、教皇使節会議と位置づけることができる。<sup>50)</sup> この会議も、それまでの会議規定をくり返した。聖職者妻帯の禁止規定が強化された。そして、大助祭たちはその規定を厳格に実施すべきであった(第5条)。また、司祭や参事会員 (canon, 律修聖職者?) といっしょにいる女性は、結婚する自由をもつだれかと合法的結婚の約束をしないかぎり小教区から追放されねばならない(第6条)。<sup>51)</sup> 会議規定の実施における大助祭たちの役割が強調されているのであるが、かれら自身が妻帯している場合も多くあったようであり、さらに、その職位が請け負いに出されていたような時には、教会会議が期待したような教会法的な意味で厳格な規定の執行が行われたのかどうかは疑問である。

司教区行政あるいは教区制との関連で注目すべき規定もある。すなわち、十分の一税と小教区教会は、司教をつうじて与えられるべきであった(第10条)。

この規定は、当時行われていた小教区教会・聖職禄の寄進手続きにおける変化を反映していたと考えられる。<sup>52)</sup>

1129年の大司教ウィリアムによる教会会議も教皇使節会議とみなされる。『アングロ=サクソン年代記』は、この会議が、ただ大助祭や司祭の妻帯にかんするものであった、と言及しているにすぎない。その実効性についても否定的である。妻帯聖職者たちは、以前かれらがそうしていたように、国王の許可によって、妻帯を継続したからである、と述べる。<sup>53)</sup>

ここで注目しておきたいのは、ヘンリー1世による聖職者妻帯の許可ということである。かれが、治世初期に、妻帯聖職者に罰金を課そうとして実現しなかったことは前述した。しかし、ヘンリーは、治世末期になって、かれの意図を実現できたようである。国王は、1129年の会議規定が、かれに同意を与えたとみなした。<sup>54)</sup>ヘンリー=オヴ=ハンティンドンによると、司教たちは、国王が妻帯聖職者に反対して行動することに合意した。そして、ヘンリー1世は、そのことを、かれらが妻帯したままに留まるのを許すため罰金（許可料）を課すのを自分が許された、と解釈したのである。<sup>55)</sup>いずれにしても、教会会議において教会の問題（「聖」なるもの）として取り扱ってきていた事柄に、「俗」権力の象徴である国王が介入するのを許した点を重視しておきたい。

#### e スティーヴン王治世

この治世は、スティーヴン王とヘンリー1世の娘マティルダとの王位をめぐる対立によって引き起こされた内乱期として位置づけられる。お互いに教会からの支持を必要としていた。結果的に、両者のあいだでイングランド教会がその立場を強化していった。治世中、スティーヴン王の弟で、一時期ローマ教皇使節でもあったウィンチェスター司教ヘンリー（Henry of Blois, 在位, 1129-71）などによる教会会議は開かれているのであるが、すでに別稿でも検討したところでもあり、ここでは、それらの教会会議が教会改革を推進するために開催されたというよりも、むしろ国王の選出・承認をめぐる大きな役割を果たした点だけを強調しておきたい。<sup>56)</sup>

## 註

- 1) Barlow, *1066-*, p.124.
- 2) *Ibid.*
- 3) *Ibid.*
- 4) Barlow, *1066-*, p.124; 拙稿, 「ウィリアム1世」, p.79.
- 5) “Ut nemo contra regem vel contra terram in qua conversatur proditionem faciat. Et unusquisque episcopus vel presbiter tales excommunicet in parrochia sua. Et unusquisque presbiter cantet tres missas pro rege et caeteri ordines unum psalterium, et laici septem elemosinas faciant ut pauperibus omnes subveniant suis elemosinis.” *C&S*, I-2, p.606; Barlow, *1066-*, p.125.
- 6) *C&S*, I-2, p.619; Barlow, *1066-*, pp.125-6.
- 7) “Decem itaque annis metropolitanum regimen fortiter et diligenter gessit; multumque contra impudicos presbyteros pro auferendis pelicibus laboravit, a quibus dum in sinodo concubinas eis sub anathemate prohiberet lapidibus percussus aufugit; fugiensque de aecclesia ‘Deus uenerunt gentes in haereditatem tuam’ fortiter clamavit. *OV*, II, pp.200-1; R.R. Darlington ed., *Vita Wulfstani*, pp.53-4; Barlow, *1066-*, p.126.
- 8) “Ut clerici non sunt aleatores neque venatores.” “Ut presbiter nullius sit prepositus nisi episcopi.” *C&S*, I-2, p.606.
- 9) “Ex conciliis Eliberritano et Toletano undecimo, ut nullus episcopus vel abbas seu quilibet ex clero hominem occidendum vel membris truncandum iudicet, vel iudicantibus sue auctoritatis favorem commodet.” *C&S*, I-2, p.614.
- 10) Barlow, *1066-*, p.126.
- 11) Barlow, *1066-*, pp.126-7.
- 12) Barlow, *1066-*, pp.127-8.
- 13) Hollister, *regnum*, pp.210.

- 14) “Presbyteri, diaconi, subdiaconi, et omnes canonici et decani nullam omnino feminam habeant. Quod si aliquis post eandem culpam uisus fuerit incurrisse; si per ministros episcopi inde prius fuerit accusatus, in curia episcopi se purgabit. Si uero parrochianorum uel dominorum suorum aliquis eum prius accusauerit; habeat accusatus inducias, ut cum episcopo possit loqui. Et si se purgare uoluerit, in eadem parrochia cui seruit presentibus parrochianis pluribus ante episcopi ministros, et eorum iudicio se purgabit. Si uero purgare se non potuerit; aecclesiam perdet irrecuperabiliter.” *OV*, III, pp.26–27. この規定のうち canon を律修聖職者, dean を rural dean の意味に理解する可能性は残る。しかし, 律修聖職者については参事会員とくらべ妻帯がまれであったこと, また, rural dean があげられるぐらいなら archdeacon が言及されないのはおかしいという理由により, 一応, これらの訳をとる。
- 15) “....., nec presbyter inde seruitium faciat, nisi legationem domini sui portet, ita ut in eadem die ad seruitium aecclesiae reuertatur, et ad orationes per Normanniam solummodo uictum domini sui habens, si dominus uoluerit secum uadat, seruitium aecclesiae presbyter interium curet.” *OV*, III, pp.28-29.
- 16) “Presbyteri ab episcopis uel ab eorum ministris praeter iustos redditus episcopi; ui uel minis nil dare cogantur. Propter eorum feminas nulla pecuniae emendatio exigatur.” *OV*, III, pp.28-29.
- 17) “Archidiaconi per archidiaconatus suos semel in anno presbiterorum suffraganeorum suorum uestimenta et calices et libros uideant; designatis ab episcopo in uno quoque archidiaconatu solummodo tribus locis ubi uicini presbyteri ad haec monstranda conuocentur. Quod cum diaconus ad haec uidenda uenerit; a presbiteris qui conueniunt triduo si expedit uictum habeat sibi quinto.” *OV*, III, pp.28-29.
- 18) “Laius presbiterum non det uel adimat aecclesiae nisi ex consensu praesulis. Quem tamen si recipiendus est episcopus non repellat; et si



- repellendus est non retineat.” *OV*, III, pp.28–29.
- 19) *OV*, III, pp.32–33.
- 20) *Ibid.*
- 21) *Ibid.*
- 22) “ ‘Jube,’ ait, ‘si placet, concilia ex antiquo usu renovari, quae perperam acta sunt in medium revocari, revocata examinari, examinata redargui, redarguta sedari.’”*E,HN*, p.48 ; Bosanquet, *HN*, p.49.
- 23) 拙稿, 「スティーヴン王」, pp.70-73 ; Douglas, *EHD*, II(1953), pp.400-1; Crosby, *Ep*, p.5.
- 24) ノルマンディーの高位聖職者たちは, 国王の命令でルーアン会議に招集された。Hollister, *regnum*, p.219.
- 25) Barlow, *1066-*, p.90.
- 26) Green, *GE*, p.80.
- 27) Poole, *DB to MC*, p.183; 拙稿, 「聖と俗」, p.5; Brooke, *Married clergy*, p.90.
- 28) Poole, *DB*, p.183. 12世紀半ば, レスター州のシトー派の Garendon 修道院の証書は, 修道院長の妻と息子によって署名されている。 *Ibid*, p.183 n.3.
- 29) Nicholl, *Thur*, p.62.
- 30) Brett, *Henry I*, p.75; *C&S*, I-2, pp.661-2.
- 31) 規定を含めた会議の全体像をしるためには, Cf. Barlow, *1066-*, p.128; Brett, *Henry I*, pp.76-77; *ASC*, 1102年の項; *C&S*, I-2, pp.674-9.
- 32) 3人の修道院長とは, Ely, Bury St. Edmunds, Muchelney の各修道院長である。 *C&S*, I-2, pp.674-5.
- 33) W.T.Mellowes ed., *The Peterborough Chronicle of Hugh Candidus*. Peterborough, 1966. pp.45-46. ヒューは, 修道士たちが自由選挙に非常に熱心であったと説明している。なぜなら, 前任修道院長でウィリアム1世により任命されたソロルド(Thorold)の下で, 修道士たちが苦しんでいたからである。自分達の仲間から修道院長を選ぼうとしたのである。
- 34) Knowles, *MO*, p.397; Brett, *Henry I*, p.77.

- 35) “Ut etiam archidiaconatus non dentur ad firmam.” “Ut archidiaconi sint diaconi.” *C&S*, I-2, p.675; Barlow, *1066-*, p.128; 東出, 「代行者委任」
- 36) “Ut presbyter quamdiu illicitam conversationem mulieris habuerit, non sit legalis, nec missam celebret, nec si celebraverit eius missa audiatur.”  
 “Ut filii presbyterorum non sint heredes ecclesiarum patrum suorum.”  
*C&S*, I-2, p.675; Barlow, *1066-*, p.128; Brett, *Henry I*, p.77. 前述したような司教座教会におけるネポティズムの事例を見ていくと、聖職者の独身規定や聖職売買の禁止規定がどの程度に遵守されていたのか疑問になる。それらの規定が守られていなかったことは、いく人かの司教たちの事例によってのみでなく、後続する教会会議（1125, 1127, 1129年）が同様の規定をくり返していることから示唆される。Crosby, *Ep*, p.18 n.83.
- 37) “Ne quilibet clerici sint secularium prepositi vel procuratores, aut iudices sanguinis.” “Ut presbyteri non eant ad potationes, nec ad pinnas bibant.” “Ne abbates faciant milites, et ut in eadem domo cum monachis suis manducant et dormiant nisi necessitate aliqua prohibente.” *C&S*, I-2, pp.676-7.
- 38) “Ne nove capelle fiant sine consensu episcopi.” “Ne ecclesia sacretur donec provideantur necessaria et presbytero et ecclesie.” “Ne monachi ecclesias nisi per episcopos accipiant, neque sibi datas ita exspolient suis redditibus, ut presbyteri ibi servientes in iis que sibi et ecclesiis necessaria sunt penuriam patiantur.” *C&S*, I-2, pp.676-7; Barlow, *1066-*, p.128. 拙稿, 「聖職禄専有」, pp.36-8, 「小教区制度確立」, pp.23-4. 修道院が収入増を意図して小教区教会を専有したという見解については, Cf. C.Harper-Bill, *Benefices*.
- 39) *E,HN*, p.184; Bosanquet, *HN*, p.197; Hollister, *regnum*, p.218.
- 40) Schmitt, *EA*, Nos. 365, 391-4; *E,HN*, pp.175-7; Brett, *Henry I*, p.79.
- 41) “Iurabunt archidiacones omnes quod pecuniam non accipient pro toleranda transgressione huius statuti, nec tolerabunt presbiteros quos scient feminas habere cantare vel vicarios habere, et si eos audierint calumpniari

- veritatem inde inquirent.” *C&S*, I-2, p.702; Brett, *Henry I*, pp.211-2.
- 42) *E, HN*, pp.193-5; *WM, GP*, p.121 n; *E, HN*, p.114.
- 43) *HH*, p.234.
- 44) Barlow, *1066-*, p.85; Brett, *Henry I*, p.81; Crosby, *Ep*, p.43; Bethell, *Will*, pp.145-6.
- 45) *ASC*, 1125 年の項 ; Nicholl, *Thur*, p.93; Brett, *Henry I*, p.80; Kealey, *Roger*, p.135. この会議に続く1127年, 1129年のウェストミンスター会議も教皇使節会議とみなされる。これらは, 教皇使節に任命されていたカンタベリー大司教ウィリアムによって開催された。Barlow, *1066-*, p.85.
- 46) Barlow, *1066-*, p.85; Nicholl, *Thur*, pp.93-4.
- 47) “In proxima Cena Domini, crismate sollempniter consecrato, sex denarios de singulis ecclesiis parochialibus, et quatuor de capellis, quos ex antiqua consuetudine quoque anno pro crismate reddebant, liberaliter remisit, et perpetuum remittendos decrevit. Precium quoque pro sepultura, vel pro unccione infirmorum, vel pro baptisterio exigere vel accipere, nisi spontanee datum, omnimodis interdixit.” *HC*, p.101; Nicholl, *Thur*, pp.75-76.
- 48) “Precipimus etiam ne uni persone in ecclesia archidiaconatus aut diversi tribuantur honores.” *C&S*, I-2, p.740; Barlow, *1066-*, p.129.
- 49) “Propterea precipimus ut in prefato termino in eodem loco nobis occurras cum archidiaconibus et abbatibus et prioribus tue dyocesis, ad definiendum super negotiis ecclesiasticis et ad informandum seu corrigendum que informanda vel docenda seu corrigenda docuerit sententia convocationis nostre.” *C&S*, I-2, p.736; Barlow, *1066-*, p.196.
- 50) Brett, *Henry I*, pp.64, 66. 首位権論争後のカンタベリー大司教ウィリアムのサースタンに対する冷淡な対応もあってか, この会議にヨーク大司教サースタンとダラム司教ラヌルフ=フランバルドは出席していなかった。Brett, *Henry I*, p.81; Nicholl, *Thur*, p.100.

51) “Presbyteris, diaconibus, subdiaconibus et omnibus canonicis contubernia mulierum penitus interdiciamus. Quod si concubunis (quod absit) vel forte coniugibus adhererint, ecclesiastico priventur ordine, honore simul et beneficio. Presbyteros vero parochiales (si qui tales fuerint) extra chorum eicimus et infames esse decernimus. Archidiaconis vero et ministris quibus hoc incumbit, auctoritate Dei et nostra precipimus ut omni studio et sollicitudine procurent ab ecclesia Dei hanc perniciem omnino eradicare.”

“Concubine vero presbyterorum et canonicorum, nisi ibi legitime nupserint, extra parochiam expellantur. Quod si postea culpabiles invente fuerint, in cuiuscunque territorio invente fuerint, a ministris ecclesie capiantur. Et sub excommunicatione precipimus ne ab aliqua potestate maiore vel minore detineantur, sed libere eisdem ministris ecclesie tradantur et ecclesiastice discipline vel servituti episcopali iudicio mancipentur.” *C&S*, I-2, pp.747-8; Barlow, *1066-*, p.129.

52) “Ut nulla persona ecclesias vel decimas seu quelibet ecclesiastica beneficia det vel accipiat sine consensu et auctoritate episcopi canonica auctoritate vetamus.” *C&S*, I-2, p.749; Brett, *Henry I*, p.81.

53) Clark, *Peterborough C*, p.51; *ASC*, 1129 年の項.

54) Barlow, *1066-*, p.129.

55) “Concesserunt namque regi justitiam de uxoribus sacerdotum, et improvidi habiti sunt, quod postea patuit, cum res summo dedecore terminata est. Accepit enim rex pecuniam infinitam de presbyteris, et redemit eos.” *HH*, pp.250-1; Brett, *Henry I*, p.82.

56) 拙稿, 「スティーヴン王」

### (3) 教会改革の特徴

これまでは、アングロ=ノルマン期の教会会議の規定の内容を検討しながら、イングランド教会において推進されていった教会改革プログラムのテーマが何であったのかを探ってきた。くり返して討議された問題のいくつかは、司教職・

修道院長職などについての教会空位問題、時期により概念の拡大をとまなう聖職売買の禁止、また、高位聖職者から下位の小教区司祭までかかわっていた聖職者の妻帯の禁止、さらに、聖職叙任権闘争期から明確になる世俗叙任の問題であった。

1102年のアンセルムによる教会会議は、聖職売買の禁止を強調した。そのことは、当時のヨーク大司教ジェラルド (Gerard, 在位, 1100-8) を悩ませることになった。かれには個人的に聖職売買の罪があったからである。かれは、ヨーク大司教座教会参事会の聖職禄のひとつを、かれの大助祭たちのひとりの息子に売っていた。売却の犯罪性を自覚するようになり、金銭を返してその罪を取り消そうと試みたが、その大助祭と息子は、金銭の受取を拒否しその取引に強く固執したのであった。<sup>1)</sup>この事例から、司教座教会におけるネポティズムと聖職売買が緊密に結び付いていたこと、大助祭が妻帯していたことなどがわかる。また、大司教ジェラルドの罪の自覚は、教会改革への大きな一歩であった、と評価できるであろう。

1129年ヘンリー1世の有力臣下のひとりであった Geoffrey de Clinton は、かれの甥でバーミンガムの大助祭ロジャーのチェスター司教への昇進のため、国王へ3000マルクを約束したといわれる。<sup>2)</sup>これも、ネポティズム、聖職売買、そして大助祭が結びついた事例である。

聖職者妻帯の禁止規定が、必ずしも好意的に受けとめられたわけではなかったことは既述した。事情はノルマンディーにおいても同様であった。聖職者妻帯と聖職禄の世襲的相続が結びつき、教会が嫁資として位置付けられることもあったようである。妻帯禁止への反対は激しく、妻帯を非難した Bernard of Tiron は、妻帯聖職者たちによってリンチされそうになった、という。<sup>3)</sup>

イングランドでの妻帯司教の事例として、グラム司教ラヌルフ=フランバルドやソールズベリー司教ロジャーを取り上げたが、ウィリアム=オヴ=マームズベリーによれば、ロンドン司教モーリス (Maurice, 在位, 1085-1107) もまた女性たちをひどくかわいがり、かの女たちに対する依存を医学的根拠に基づいて正当化した、といわれる。<sup>4)</sup>さきに言及したヨーク大司教ジェラルドは、1103年カンタベリー大司教アンセルムへの手紙で、ヨーク大司教座教会の参事

会員についての非難を述べている。かれらのいく人かは、下位品級のままだに留まり上位品級へ昇進するのを辞退した。昇進により、自分たちが独身規定に拘束されることがないようにである。さらに、これらの人々は、聖職禄収入は受け取るが大司教座教会からは離れて生活している。祭壇に仕えることなく、自分たちの代理をおきながら、そこからの収穫物を享受している。しかも、最も妨害的なのは、かれらが聖職者に独身規定を課している教会法規定に従うことから逃れるため詭弁とごまかしを用いたことである。かれらは言う。「まさに教会会議が規定してきたように、我々は、我々の家に女性を保つことはしないであろう。しかし、いかなる全体会議の規定のなかにも、我々が、我々の隣人たちの家で、ひとりで、そして証人なく女性をもてなすのを禁じている何物もない」と。<sup>5)</sup>ここでは、司教座教会参事会員のなかに下位品級の聖職者いたことを示すものとして注目すべきであるが、さらに、不在参事会員の存在、妻帯聖職者の執拗な反対などを知ることができる。

大司教ジェラルドは、首位権論争においてもカンタベリー大司教に服従したとして、ヨーク大司教座教会参事会には好意的に受け入れられなかった人物である。<sup>6)</sup>いま、かれはまた、聖職者妻帯の禁止にも熱心であったことがわかる。ところが、ヨーク教会の参事会員たちはこの禁止規定に反対であった。これらの点を考え合わせると、ほんらい妻帯をしていない修道士たち、修道士出身の大司教アンセルム、かれを支えるカンタベリーの修道士たち、修道士たちには容易に受け入れられる妻帯禁止規定、それを支持する大司教ジェラルドという図式になり、そうした背景において見ればヨーク教会の参事会員たちのジェラルド批判が理解可能なのである。<sup>7)</sup>

世俗叙任（俗人による聖職者叙任）の禁止は、高位聖職者については聖職叙任権闘争期をつうじて議論され、1107年ロンドン協約において、国王が司教杖と指輪をともなう叙任を放棄するというかたちで、一応の解決をみた。では、下位聖職者についてはどうか。1102年の教会会議において、小教区司祭レベルにおける世俗叙任の禁止が決議されている。そこでは、小教区教会の俗人領主からの解放、貪欲な修道院専有者からの自立、司教指導下での小教区司祭の地位保全などが意図されていた。<sup>8)</sup>

1102年、ローマ教皇パスカル2世 (Paschal II, 在位, 1099-1118) は、8月にイングランドへ届いたアンセルムへの手紙において、国王への臣従礼と国王による叙任の両方を禁じる非妥協的な立場を表明していた。そして、アンセルムに対して、それらの禁止規定が、いかにして小教区教会へ、また、世俗的奉仕とひきかえに保有される教会所領へと適用されるべきかを示した。<sup>9)</sup>

R.W. サザーン (Southern) は、この時期が、宗教的にも世俗的にも世俗国家から独立している教会をめざす教皇の闘いにおける頂点であった、とする。この時から、妥協という考えが勢いを増し始める。この妥協の可能性を認めることは、「ヒルデブランド (グレゴリー7世) 改革」の時代が終ろうとしており、信念においては異なっているが、方法 (手段) においては相互によく理解し合っている法律家や行政官の時代を取ってかわられようとしていたこと、最初の徴候であった、というサザーンの見解は示唆的である。<sup>10)</sup> いずれにしても、12世紀以降、司教の指導下で私有教会 (小教区教会) の修道院などへの寄進が行われ、そうしたなかで小教区司祭の俗人領主からの独立、その意味での小教区教会レベルにおける世俗叙任の禁止が実現していった、といえよう。しかし、それは長く困難な途であったことを忘れてはならない。

## 註

- 1) Gerard から Anselm への手紙参照。J.Raine ed., *HCY* (RS, 71), III, p.25; Nicholl, *Thur*, p.43.
- 2) Barlow, *1066-*, p.87.
- 3) Nicholl, *Thur*, p.2.
- 4) “Mauritius, a ceteris quidem voluptatibus sobrius, set in feminarum amorem delicatius tener quam episcopum deceret. Erat tamen fama constans medicos ei hanc medelam dicasse, ut effusione humorum corporis salubritati provideret. Infelix profecto, qui carnis statum tueretur animae periculo.” *WM, GP*, p.145, n.5; Nicholl, *Thur*, p.9.
- 5) “Ecce! dicunt, 'juxta concilium, in domibus nostris feminae non erunt;

sed nulla concilii generalis regula prohibet, quin in domibus vicinorum nostrorum cum feminis soli et sine teste conversemur.” Raine, *HCY*, III, p.24; Nicholl, *Thur*, p.44; Crosby, *Ep*, p.48.

6) 拙稿, 「首位権論争」(上), pp.93-5.

7) Nicholl, *Thur*, p.44.

8) Brett, *Henry I*, p.77.

9) Schmitt, *EA*, Nos.222, 223; *E,HN*, pp.140-1.

10) Southern, *St Anselm*, pp.170-1.

#### (4) 大助祭の役割

まず, 「大助祭」という用語について説明しておきたい。原語は, archidiaconus である。この語は, 「助祭長」とか「司教補佐」とか訳される場合があるが, ここでは「大助祭」という訳語を用いる。なぜか。<sup>1)</sup>

第1に, 「助祭長」という用語は, 筆者には, なにか助祭集団がありその代表者を意味するように思われる。実際には, 司教座教会や司教区のどこにもそうした集団は存在しない。また, 「長」というと, そう呼ばれる人物が1人しかいないと思われやすい。たしかに, この役職は, 実際に司教区に1人しかいない場合も多いが, いくつかの司教区では複数の役職者がいたのである。さらに, 「助祭長」は, 司教座教会内部において聖務に携わるニュアンスをもつ, と筆者には思われる。実際には, この役職者は, 主として, 司教の代理として「外回りの仕事」, すなわち司教区行政に携わっていたのである。

第2に, たしかに, この役職者は, 「司教補佐」にはちがいない。ただ, 司教補佐はこの役職者に限らないのであり, 司教座教会参事会長 (decanus) にしても同様に重要な司教補佐なのである。筆者の立場からすれば, archidiaconus は, もっぱら司教区行政に携わる「司教補佐」, decanus は, もっぱら司教座教会運営に携わる「司教補佐」と表現したいところである。また, 「司教補佐」のなかには, 重要な「司教補佐集団」が含まれねばならない。すなわち, もっぱら司教個人のために奉仕するかれのハウスホールド (ファミリア) の構成員と紛らわしい, と筆者には思われるのである。



以上の理由により、ここでは、語の内容を最も規定しない、その意味では、史料上の文脈によって幅のある内容をもりこめる融通性をもつ「大助祭」という訳語を用いていきたい。

#### a 大助祭の性格

ノルマンディーにおける大助祭職の発達は1040年ごろから見られたようである。<sup>2)</sup>その役職は、ノルマン征服前後をつうじて定着していき、1070年のルーアン教会会議では、大助祭の務めは妻帯聖職者を根絶することである、と規定された(第14条)。さらに、1074年のルーアン教会会議では、大助祭職が聖職売買の対象とされることが禁止されている(第1条)。<sup>3)</sup>

これに対し、イングランドでの大助祭職が司教区行政の整備との関連で重視されてくるようになるのは、ノルマン征服後のアングロ=ノルマン期にはいつからである。<sup>4)</sup>

ところで、アングロ=サクソン期の教区制の初期成立過程においては、いわゆるミンスター教会制に基づきながら、ミンスター(この場合、司教座教会)に居住する聖職者たちが、そこから教区内の司牧活動を行うことが可能であった。その意味では、司教座教会聖職者によって、司教座教会での聖務と教区での司牧活動の両方を行うことができたのである。しかし、布教活動の成果と宗教的欲求の増大などもあって教区は拡大していく。それにつれ、下位教会(のちの小教区教会)の創設などがみられるのであるが、いま、司教座教会聖職者についていえば、司教座教会における聖務の執行と大きな司教区におけるかれらの務めとを両立させることが、しだいに困難になっていった。かれらは、両方の務めのあいだの緊張状態に置かれたわけである。結果的には、司教座教会聖職者(参事会員)たちは、司教座教会での聖務を優先していく。かれらの集団は、最も不安定な時期にあっても永続的であった。かれらの忠誠心は、その教会の聖人の後継者であるとみなされた司教に対してというより、むしろ、聖人本人、かれの聖遺物、伝統、そして教会堂に対するものであった。<sup>5)</sup>アングロ=サクソン末期のイングランド教会、とくに司教ならびに司教座教会参事会員たちが置かれていた状況は、このようなものであったと考えられる。

したがって、ノルマン征服後のイングランド教会においては、小教区教会のますますの増加が図られるとともに、司教座教会聖職者に代わって、司教を補佐しながら司教区行政に携わる役職者が要請されていった、と理解されるのである。そうした役職こそが大助祭であった。では、アングロ=サクソン時代には、大助祭という役職は存在しなかったのかということ、かならずしもそうではない。archidiaconus への言及はあった。<sup>6)</sup>

征服以前の大助祭への言及としては、ウスター司教区とイングランド北部からのものがある。すなわち、『ノーサンブリア司祭法 (The Law of the Northumbrian Priests)』において、大助祭は司教の代理として機能している。「司教自身の召集を無視する司祭は20oresを支払い、もし、かれが大助祭の召集を無視するなら12oresを支払うべし」(第4・6条)と。<sup>7)</sup>このように、たしかに、アングロ=サクソン期において、すでに大助祭への言及が見られるのであるが、別稿でも検討したように、<sup>8)</sup>ノルマン征服後に見られる、自らの裁治権のおよぶ地域的広がり(大助祭区)をもつ存在ではなかったようである。

アングロ=ノルマン期になりカンタベリー大司教ランフランクは、イングランド教会において、各司教の指導下に司教区行政の整備を図っていく。その際、司教の役割はますます複雑なものになってきており、司教は司教区行政におけるかれの責務を主として大助祭をつうじて行ったのであった。その結果、常というわけではないが、大助祭は、しばしば、司教ハウスホールド(ファミリー)のメンバーであり、司教証書に証人として現れる存在となったのである。<sup>9)</sup>

ランフランクは、みずからの大司教区における画一的な教会行政を確立しようと意図していた。チチェスター司教スティガンド(Stigand, 在位, 1070-87)へのランフランクの手紙は、そうした大司教の考えを実行に移すものであった。チチェスター司教区内のある聖職者たちが、司教の大助祭たちにより罰金を課せられていた。これらの聖職者たちは、カンタベリー大司教の贈与権のうちにあって教会収入を得ていた。したがって、大司教はみずからの所領を巡回する過程で、言い立てられたかれらの不品行について自分が取り扱う権利を主張した。将来、そうした聖職者たちを、チチェスター司教区の教会会議や他の司教

区会議への出席させることも禁止された。<sup>10)</sup>

ここでは、みずからの教区統治権の保全についてのランフランクの強い姿勢を窺えるとともに、すでに大助祭が司教の補佐役として司教区行政において機能していたことが理解できる。後者の点について、大助祭を司教区行政組織の通常的一部分とみなすことには合意するものの、それをノルマン征服以前の大助祭の復活とみるのか、<sup>11)</sup>あるいは、質的に異なった存在の出現とみるのかは、意見の異なるところかもしれない。筆者としては、前述したように、共に司教の代理として司教区行政において機能しながらも、ノルマン征服後の大助祭は、地域的な広がり（大助祭区）をもつ裁治権を行使する存在であったという点で、征服以前の大助祭とは異なるものと考えたい。<sup>12)</sup>

現実の動きと対応するように、教会会議も大助祭にかんする措置を講じていった。1070年のウィンザー会議は、司教が大助祭や他の役職者（役人）を任命しなければならない、と規定した。<sup>13)</sup>

大助祭の存在は、イングランドのみに限らなかつた。1120年にウェールズのバンゴール司教に任命されたデイヴィド（David、在位、1120-39）は、結婚する国王ヘンリー1世の娘マティルダに同行してドイツへと赴いた人物であったが、司教になってからもイングランド教会活動に全力を傾けた。かれは、司教区の務めを大助祭シメオン（Simeon）に委託していた。<sup>14)</sup>

アングロ=ノルマン期、司教たちはみずからの裁治権と指導のもとに、司教座教会と小教区教会の聖職者たちを置こうと意図していた。以前には、司教区行政の務めは司教座教会参事会のメンバーによって補佐されていたが、ノルマン征服後にみられた教会組織の発展と複雑化が、いわば司教を補佐する機能の役割分担を引き起こしていく。一方で、司教区行政は一定地域を割り当てられて働く大助祭たちが引き受け、他方で、聖務を行い司教座教会を運営する任務は参事会員たちが引き受けるようになった。<sup>15)</sup>

しかし、ここで注意が必要なのは、大助祭職と参事会員職との間に明確な区別をすることが、いつもできるわけではない、という点である。すなわち、場合によっては、大助祭が司教座教会参事会に含まれることがあった、ということである。たとえば、ヨーク大司教区にあるノッティンガム教会は、ヨーク大

司教座教会参事会のメンバーである大助祭の監督下にあった。また、首位権論争の過程で、1116年ヨーク教会が国王に対して派遣した使節団は、大司教区を代表するものであったが、そのなかには大司教座教会参事会からの2人の大助祭が含まれていた、という。<sup>16)</sup>

司教の代理として司教区行政に携わった大助祭は、当然、教会会議の規定を執行することにおいて大きな役割を演じることになる。残存する教会会議への召集状は、司教が司教区内の修道院長たちとともに大助祭を同行させるように命じている。<sup>17)</sup> こうした大助祭の行動を、教会会議は規制していこうとする。すでに検討してきたように、大助祭職の請け負いが禁止され(1102年)、大助祭は助祭の品級にあるよう規定され(1102, 1125, 1127年)、同時に2つの大助祭職を保有することが禁止された(1125, 1127年)。<sup>18)</sup>

こうした規定から窺えるのは、大助祭職が請け負いに出されたり、助祭の品級にさえないものが大助祭となっていたという現実である。これに、大助祭のなかには妻帯していた者が少なからずいたという事実をあわせ考えると、かれらがどれほど教会改革をめざす教会会議の規定を実効的に執行できたのか、疑問視せざるをえない。しかし、いま、効果についての問題はおくとして、大助祭の品級の問題を考えてみたい。大助祭は司教に代わって司教区行政に携わり、具体的には、小教区司祭たちの聖務執行や規律を監視・矯正したりしていた。その場合、品級としては下位の大助祭が、上位の小教区司祭を指導することになる。指導効果ということを考慮すれば、大助祭である者はせめて助祭品級であってほしい、ということであろう。ただ、この問題は、大助祭があくまで司教の権限を委託されて行動していたと考えるなら、それほど大きな問題ではないのかもしれない。たとえば、ローマ教皇使節のなかには、司教のみではなく司祭・助祭品級の枢機卿もいたのであり、かれらは教皇の代理として大司教や司教を指導しているからである。

さらに、教会会議において大助祭職の請け負いが問題にされている。それが、どれほど広範囲に行われていたのかを示す証拠は、もはや存在しないようである。アングロ=ノルマン期の司教座教会の役職についての人名リストが作成されつつあるが、現在もすべてが確定しているわけではないし、あるいは、決し

て確定できないのかもしれない。たしかに、かなり多くの証拠が存在している。しかし、それらの証拠のどこにも、あるひとりの人物が2つの司教区において大助祭職を保有していたと信じさせる何らの根拠も見出せないのである。しかしながら、現実の悪弊が非常に多かつたであろう時に、教会会議が単なる潜在的悪弊にのみかかわっていた、と信じることもまた困難である、とするプレットの指摘は傾聴に値する。<sup>19)</sup>

また、教会会議は、反抗的な大助祭の廃位を規定しているが（1108年ロンドン、第5条。1127年ウェストミンスター、第4・5条）、なんらかの理由で大助祭が廃位されたという事例の証拠は発見できないようである。少なくとも、ヘンリー1世治世についてはそうである。<sup>20)</sup>

## b 大助祭の出身

これまで、アングロ=ノルマン期における大助祭職設置の事情と大助祭たちの全般的性格について明らかにしてきたのであるが、つぎには、かれらの出身について検討してみたい。その際、主としてプレットの見解に依拠する。かれの研究は、ヘンリー1世治世を中心にしたものであるが、大助祭の出身について見る場合、アングロ=ノルマン期全体をつうじてほぼ共通した特徴が認められるように思う。

大助祭たちの出身については、大きく3つのグループが考えられるようである。すなわち、第1に、国王チャプレンたち、第2に、司教の関係者たち、第3に、大助祭の息子たちである。まず、国王チャプレンたちの多くが大助祭職を保有していたようである。エクセターの William Warewast などの例外を除いて、国王チャプレンたちが大助祭職を保有するにあたって、かれらが以前から特定司教区との結びつきをもっていたのかどうかは追跡不可能である。むしろ、かれらは、しばしば、かつて国王に仕えた経歴をもつ司教の縁者であった。<sup>21)</sup>

つぎに、はるかに大きな大助祭のグループは、司教の関係者たちであった。かれらは、さらに二分される。司教の縁者たちと司教のハウスホールド出身者たちである。前者は、国王宮廷との緊密な結びつきをもっていたわけではな

い。ブレットは、司教の息子や甥たちが、ヘンリー1世治世には、イングランドのほとんどすべての司教区で大助祭になった、と判断している。かれらの任命には、優劣いずれもの選択がみられたようである。ヨーク大司教サースタンの甥オズバートはスキャンダルを引き起こしたが、カンタベリー大司教ラルフ (Ralph, 在位, 1114-22) の甥ジョンは、つぎの大司教ウィリアムによってロチェスター司教に昇進させられるほどに十分な能力があった。司教のハウスホールド出身者は、数的にはそれほど多くはないが、かれらは、教会行政がキャリアになりつつあった様子を示すものとして注目される。かれらのなかには、Walkelin of Norwich のように評判の悪い者もいた。<sup>22)</sup>

第3のグループである大助祭の息子たちが大助祭となっている事例のうち、最もよく知られているのがヘンリー=オヴ=ハンティンドンである。こうした世襲的大助祭の事例は、ヨークやロンドンにおいても存在する。他の司教区においても、世襲的大助祭の事例は証拠が示唆するよりも一般的であった、とするブレットの指摘は、さきに検討した司教座におけるネポティズムの問題とあわせて考えるとき納得できる。<sup>23)</sup>

大助祭の出身についての特徴としては、以上のことから、国王による任命 (国王チャプレンのための大助祭職の獲得)、司教による関係者の起用 (ネポティズム)、世襲的相続といったことがあげられる。さらに、あとの2点とかかわって生じてくる特徴として、大助祭たちのうちに若くして選ばれる者がいた可能性がある、ということである。そのことは、大助祭職での長い在位期間により示唆される。たとえば、Peter, Archdeacon of Hereford は47年間、Henry of Huntingdonは1110年頃から1155年頃まで、Walter of Oxford は1111年頃から1151年頃までの40年間以上、Robert Pecche of Chester は35年間大助祭であり、その後さらに21年間司教であった。かれらは若くして大助祭職を獲得したことが十分考えられるのである。<sup>24)</sup>

最後に、大助祭の出身について注目すべきは、かれらのなかに修道士・律修聖職者がいた、という事実である。<sup>25)</sup> グラム司教ウィリアム (William of St. Carilef, 在位, 1080-96) は、司教座付属修道院の副修道院長 (prior) を大助祭に任命している。また、ウィンチェスターの Richer も修道士であった。さ

らに、大助祭 Stephen of Winchester は、大助祭職に留まりながらマートンの律修聖職者 (canon) であったようである。かつて律修聖職者であった Helewise は、ロチェスターそしてカンタベリーの大助祭となっている。<sup>26)</sup> こうした修道士・律修聖職者出身の大助祭については、かれらは可能なかぎり仲間との共同生活を継続したはずであり、司教区行政に携わりながらも、特定地域との結びつきはそれほど強くはなかったのかもしれない。その意味では、アングロ=サクソン期の大助祭に類似していたのであろう。

### c 大助祭の行動

1072年のウィリアム1世の令状は、キリスト教信仰や魂の救済といった宗教的事柄にかかわる問題の取り扱いを、世俗の法廷から切り離そうとする最初の試みであった。<sup>27)</sup> その意味では、アングロ=ノルマン期における「聖」と「俗」との分離過程の始まりとして位置づけることができるかもしれない。こうしたなか、大助祭は、その令状によって初めて要請されてくるようになったというより、むしろ、司教区行政において活躍し始めていた大助祭が、教会裁判においても、そのかわりを一層促進させていった、と理解すべきである。ウィリアム1世の令状では、司教や大助祭の裁治権は教会法廷での訴訟を審理することに限定されていた。しかし、3回の召喚の後に司教法廷への出席を拒絶する者はだれでも、破門が宣告されることになっていた。<sup>28)</sup>

大助祭は、司教区行政におけると同様に、あるいはその一環として、かれの司教を代理しながら、法廷を開催していく。大助祭による法廷開催の事例は、司教法廷よりも遅れるが、大司教アンセルムの手紙のなかに最初期の言及が見いだせる。そこで、アンセルムは、大助祭ウィリアムが信仰深く従順な聖職者たちの集会で、淫らで墮落した聖職者たちに対して下していた判決を確認している。<sup>29)</sup>

司教代理である大助祭の裁治権は、原則的には、司教自身の裁治権下にある司教区内すべての聖職者にかかわっていた、と考えるべきである。その意味では、司教座教会参事会をもその対象に含んでいた。それゆえ、逆に、司教座教会参事会についても、大助祭の裁治権からの自由・免除ということが重大な問

題になりえたのである。ウスターでは、裁治権から自由である権利は非常に古く司教オズワルド (Oswald, 在位, 961-92) の譲歩に帰するものとされた。それはまた、ロンドン、ソールズベリーの司教座教会参事会員にも与えられた。イーリーでは、修道士たちがイーリー島における大助祭の権利をリンカーン司教から享受してきていたが、自分たちの修道院に司教座が置かれ司教と大助祭をもつにいたった時、事態は複雑になった。グラムでは、司教ウィリアムが司教区全体の大助祭職を副修道院長トゥルゴ (Turgo) に与えた。しかし、つぎの司教ラヌルフ=フランバルドがその措置を中止した。その結果、司教座教会参事会を構成する修道士たちの大助祭裁治権からの免除はあいまいとなった。ヨークでは、12世紀半ばまでには、大司教座教会参事会がそうした権利を享受していたようである。<sup>30)</sup>

司教座教会参事会のみでなく、個別の修道院も大助祭の裁治権からの免除を受けている。1130年代末、リンカーン司教アレクサンダーは、オックスフォードの大助祭ウォルターの是認をえて Gidstow 修道院 (Oxon.) へ免除権を付与している。すなわち、大助祭巡察の際のもてなし、司教区会議への出席、聖香油のための支払いからの自由を与えた。<sup>31)</sup> また、カンタベリー大司教セオボールドの確認状 (1150x1161) によると、チェスター司教ロバート (Robert de Limesey, 在位, 1085-1117) は、バートン (Burton) 修道院 (Staffs.) に対して、大助祭の裁治権からの免除権と訴訟を審理する法廷開催権を与えているのである。<sup>32)</sup>

大助祭たちの行動を考察しようとする時、かれらの雑多な収入源が手掛かりになる。ほとんどの大助祭たちは、かれらの職位収入以外の収入源をもっていた。在俗聖職者が構成する司教座教会参事会をもつ司教区の大助祭が、参事会員聖職禄を保有することは普通であった。たとえば、ロンドン、ソールズベリー、リンカーン各司教区において事例が見られる。また、大助祭たちは、国王、司教、縁者たちの好意により多様な聖職禄を保有していた。<sup>33)</sup>

国王や大司教たちは、かれらが後援する教会のために、大助祭たちが十分の一税の支払いを確保するよう指図している。しかし、大助祭たちは、司教納付金、聖香油のための支払、司教会議納付金 (synodals)、ピーターズ=ペンス、



そして裁判 (ordeal) 収益の徴集に活発であった。大助祭たちは、国王からその職位を請け負っていた州長官たちと似た行動をとっていたようである。たとえば、ノリッジ司教区では、大助祭が司教会議納付金を徴集し、その三分の二を司教に対して支払った。また、リンカーン司教区では、大助祭が聖香油料を徴集し、その利益から司教への給付金 (pension) を支払った。<sup>34)</sup> これらの事例は、大助祭職が請け負われていた可能性を十分に示唆するものである。前述したように、教会会議は大助祭職の請け負いや兼職を禁止しなくてはならなかったのである。聖職売買の概念の拡大とともに、教会会議は聖香油のための支払いなどを禁止していくが、これらの措置が、どの程度に大助祭たちの行動を規制していったのか十分に明確にすることはできない。

## 註

- 1) 東出「司教補佐」(上)(中)(下)。富澤「司教管区組織」。
- 2) Douglas, *Will Conq*, pp.122ff.; Loyn, *Will's bps*, p.234.
- 3) Brett, *Henry I*, p.212.
- 4) Brooke, archdeacon.
- 5) Brett, *Henry I*, p.186.
- 6) Crosby, Ep, p.60. それは、ノルマン征服以前にほとんど言及されなくなってきたようであるとの見解もある。EHD, II(1953), pp.639-40.
- 7) EHD, I, p.435; Barlow, *-1066*, pp.247-49.
- 8) 拙稿, 「ノルマン征服」, pp.13-15.
- 9) Crosby, Ep, p.61.
- 10) EHD, II(1953), pp.639-40.
- 11) *Ibid.*, p.639.
- 12) 拙稿, 「ノルマン征服」。いま、見通しとしてのみ述べれば、司教区行政における大助祭の役割は、時とともに重大になっていく。C.R.Cheney, *Eng.Bps' Chanceries*, (1950), pp.7-9. 12世紀初期からは、国王ヘンリー1世の伯や州長官に対する指示、また、ソールズベリー司教ロジャーが発した証

書が残っている。それらは荘園のあいだの境界の確定や所領の境界線の確定を命じている。この時期、司教区における大助祭区の創設は、司教の権限範囲を確定していった。Crosby, Ep, pp.34-5. 13世紀までには、大助祭は司教区ヒエラルヒーにおいて非常に重要な地位をしめていたので、少なくともカンタベリーについては、司教区行政は、大部分、大助祭と rural dean の手にある、といわれるほどであった。Crosby, Ep, p.60 n.180.

- 13) Wilkins, *Conciliae*, I, p.365; Brett, *Henry I*, p.211.
- 14) Barlow, *1066-*, p.84.
- 15) Crosby, Ep, p.40.
- 16) Nicholl, *Thur*, pp.17, 57; *HC*, p.47.
- 17) Wilkins, *op. cit.*, p.364.
- 18) Brett, *Henry I*, p.210 n.4.
- 19) いくつかの司教座教会についての Le Neve, *Fasti* を参照。Brett, *ibid.*, pp.210-11.
- 20) *Ibid.*, pp.211 n.2.
- 21) Brett, *Henry I*, p.201.
- 22) *Ibid.*, pp.201-2.
- 23) Brett, *Henry I*, p.202 n.5. ロンドン司教座教会参事会においてネポティズムによって成立したベルメー (Belmeis) 閥が、参事会長を代表者としながら司教ギルバートとミドルセックスの大助祭職をめぐって衝突した事件は、まさに、大助祭職の重要性と司教座教会におけるネポティズム現象とがからまりあったものとして象徴的である。*Ibid.*, pp.189-90.
- 24) Brett, *Henry I*, p.203 n.4.
- 25) Sayers, monastic archdeacon.
- 26) Brett, *Henry I*, pp.202-3; Southern, Ranulf, p.200.
- 27) 拙稿, 「ウィリアム1世」, pp.82-83。
- 28) Crosby, Ep, p.61 n.182.
- 29) Schmitt, *EA*, No.374. リンカーン司教アレクサンダー (Alexander, 在位, 1123-48) は、ノーサンプトンの大助祭ロバートに対して、十分の一税と小

教区民の帰属についての判決を命じている。Brett, *Henry I*, 205-6. ヘンリー1世治世の慣習を記録したとされる「クラランダンの定め」第6条は、教会裁判における大助祭の権利について規定している。佐藤, 「教会と王権」, p.321.

30) Brett, *Henry I*, pp.195-6.

31) Crosby, Ep, p.37. 第3回ラテラノ教会会議は、巡察に際して、大司教は40から50頭の馬、司教は20から30、大助祭は5から7、deanは2頭の馬に制限するよう命じた。Ibid., p.61 n.186. 馬の数や人数が多くなれば、もてなす側の負担はそれだけ大きくなったはずである。

32) Saltman, *Theobald*, No.23; Crosby, Ep, p.37.

33) カンタベリー大助祭アンシェリル (Anselm) は、同時に、a canon of the royal college of Dover であったし、Eudo dapifer とかれの家族のいくつかの所領の十分の一税を享受していた。ロンドン司教座教会参事会員でありミドルセクス大助祭であった Richard de Belmeis は、また、dean of St.Alkmund at Shrewsbury であったし、チェスター司教区内にある多数の教会の保有者でもあった。Brett, *Henry I*, p.209, n.3.

34) Brett, *Henry I*, p.205.

## おわりに

本稿では、ノルマン征服後のイングランド教会について、国王と司教、そして司教と司教座教会参事会との関係をめぐって、また、教会会議規定の分析に基づく教会改革の実態、教会組織上の大助祭の役割の検討などから、アングロ=ノルマン期の聖職者にみられた「聖なるもの」と「俗なるもの」の在り方を探ってきた。聖職叙任権闘争のなかで顕在化する司教の二面性（国王の直属封臣であると同時に教会における聖務執行者）についての区別が行われていく時期は、もう少し一般的に言うと、いろいろの活動領域において「聖」と「俗」とのあいだの区別が明確になっていく時期であった。たとえば、1072年のウィ

リアム1世の法令は、教会裁判所の設立を命じた。たしかに、世俗裁判所からの独立がどの程度に意図されていたのか疑問は残るが、少なくとも、聖俗両裁判所の区別をなした点では注目できる。<sup>1)</sup>

具体的なケースについて、それがどちらの法廷の管轄事項に属するかという問題は、それ以降、ときには政治的力関係にも左右されながら明確になっていった。高次のレベルでは、たとえば反乱に加担した司教が、国王法廷で裁かれるべきか聖職者によって構成される教会法廷で裁かれるべきか、といったケースがある。より下位のレベルでは、司教区で司教代理として裁判を行っていた大助祭の法廷と州・郡の世俗法廷で扱われるべきケースの区別が必要とされた。たとえば、教区民の遺贈は死者の遺言・魂の救済にかかわるから教会裁判所の所轄事項なのか、あるいは、それは財産問題だから世俗裁判所の事項なのか、といった問題である。

また、たとえば、ヘンリー1世は、妻帯聖職者に対して罰金を課したが、この聖職者妻帯の問題は、教会裁判所、具体的には大助祭が矯正すべき所轄事項であったはずである。聖職者の裁判という点では、ヘンリー2世治世になり、犯罪聖職者をどの法廷が裁くのか、といった問題をめぐり国王とカンタベリー大司教トマス・ベケットとの間の対立を引き起こす。そのことは、すでにアングロ=ノルマン期においても、聖俗両法廷の区別を明確にする過程が進行しており、重大な結果をもたらす可能性を孕むものであったことを示唆している。

さらに付け加えれば、「グレゴリー改革」や聖職叙任権闘争が「正しい秩序」をめぐる闘いであったといわれる場合、それは、ローマ教皇の首位権をめぐる神聖ローマ皇帝や国王との間の秩序づけといった高次のレベルのものから、本稿で言及した聖俗両法廷の区別、また、「聖なるもの」と「俗なるもの」との区別を行い、それらが相互にどのように秩序づけられるべきか、といったより低次ではあるがより広範な闘いでもあった、と捉えることができよう。

ところで、ノルマン征服以降、聖俗の区別が行われ始めたということは、べつの見方をすれば、その時期までは、まだ、「聖なるもの」と「俗なるもの」との間の区別が明確ではなかったということを意味している。まさに、聖俗間の区別のあいまいな状態こそが伝統的な在り方であった、と言いうるであろう。

それは、象徴的には、「聖別される（塗油をうける）国王」の例に見られた。

1107年ロンドン協約において、国王は司教杖と指輪による司教叙任権を放棄したのであった。すなわち、国王の神聖性を減じられた。しかし、大司教アンセルムは、その後においても、国王は「聖別される」特別の存在であることを承認している。さらに、司教の二面性の区別にしても、当時の人々が、どれほどその問題を認識していたかは疑問である。アングロ＝ノルマン期の司教たちは、国王の直属封臣として世俗諸侯と同様の軍事義務（騎士の提供）を担っていたばかりか、かれらのなかには戦場に出て戦う者もいた。こうした事例は当時まれではなかった、といえるであろう。

こうした現象のなかに、同時代人たちが司教たちに対して抱いていた社会的認識を読み取ることができるであろう。その際、司教についての国王の認識、ローマ教皇の認識、一般の人々の考え、そして司教自身の考え、といった区別が可能かもしれない。教皇の考えが、司教を世俗の活動に従事することから切り離そうとするものであったことが理解される。しかし、その場合でも、当時にあっては、「キリストの戦士」、あるいはクレルヴォーのベルナルの「修道騎士」といった表現に見られるように、「聖なる行為」と「戦い」とは、しばしば結びつく概念であったことに留意しておく必要がある。国王は司教たちにも軍事奉仕を期待していた。一般の人々も、たとえば、1138年スタンダードの戦いにおいて、ヨーク大司教サースタンの呼びかけに応じて、教区司祭たちに率いられて集合しスコットランド人と戦うことに疑問を感じていたようには思えない。<sup>2)</sup>

こうして見てくると、ヨーロッパ中世社会について言われる社会身分の3区分、すなわち「戦う者」「祈る者」「耕す者」のうち、前2者が明確には区別できない活動領域も存在していた、といわねばならない。3身分が確立していく過程もまた、「あるべき秩序」をめざして各身分の定義づけがなされていく過程であったと捉えることができよう。その意味では、ノルマン征服後のアングロ＝ノルマン期は、「祈り」かつ「戦う」ことが同一人物において同時に受け入れられる雰囲気、いまだ残存していた時期であった。しかし、同時に、それは「聖」と「俗」の区別が確実に始まった時期でもあったのである。

## 註

- 1) 拙稿, 「ウィリアム1世」, pp.82-83.
- 2) Davis, *Nor*, p.67. すべての司祭たちは, かれらの教区民を, 十字架, 旗, 聖遺物を携えて, かれらが有力者たちと会う集合地点まで導くよう命じられた。その軍隊は, St Peter of York, St John of Beverley, St Wilfred of Ripon の旗に囲まれた大きな軍旗の回りに集められた。大司教は, 明らかに母国を守るための聖戦を呼びかけた。デーヴィスは, 教区民をアングロ=サクソン人, 有力者をノルマン人とみなし, 両者の協力を想定しているのが興味深い。

(本稿は平成2年度文部省科学研究費一般研究(C)の研究成果の一部である)

(1991年8月31日成稿)

## Bibliography

- ASC: Whitelock,D., D.C.Douglas and S.I.Tucker ed.& trans., *The Anglo-Saxon Chronicle*. London, 1961.
- Barlow,F., [-1066] *The English Church 1000-1066: A History of the Later Anglo-Saxon Church*. London, 1979(1963).
- Barlow,F., [1066-] *The English church 1066-1154: A History of the Anglo-Norman Church*. London, 1979.
- Bethell,D., "William of Corbeil and the Canterbury-York Dispute," *Journal of Ecclesiastical History*, 19(1968), pp.145-59.
- Bosanquet,G.trans., [HN] *Eadmer's History of Recent Events in England*. London, 1964.
- Brett,M., [Henry I] *The English Church under Henry I*. Oxford, 1975.
- Brooke,C.N.L., [archdeacon] "The archdeacon and the Norman Conquest," in D.Greenway *et al.* ed., *Tradition and Change: Essays in Honour of Marjorie Chibnall*. Cambridge, 1985. pp.1-19.
- Brooke,C.N.L., [Married clergy] "Married Men Among the English Higher Clergy, 1066-1200," *Cambridge Historical Journal*, 12(1956), pp.1-21, 187-8.
- Cheney,C.R., *English Bishops' Chanceries 1100-1250*. Manchester, 1950.
- Chibnall,M., [ANE] *Anglo-Norman England 1066-1166*. Oxford, 1986.
- Clark,C.ed., *The Peterborough Chronicle 1070-1154*. Oxford, 1970(1958).
- Crosby,E.U., [Ep] "The Organization of the English Episcopate under Henry I," *Studies in Medieval & Renaissance History*, 4(1967), pp.1-88.
- C&S: Whitelock,D., M.Brett & C.N.L.Brooke ed., *Councils and Synods: With Other Documents Relating to the English Church*. Vol.I, Parts 1&2. Oxford, 1981.
- Darlington,R.R. ed., *The Vita Wulfstani of William of Malmesbury*. London, 1928.
- Davis,R.H.C., [Nor] *The Normans and Their Myth*. London, 1976.

- Douglas,D.C., [Will Conq] *William the Conqueror: The Norman Impact upon England*. Berkeley, 1972(1964).
- Edwards,K., [S-Cathedrals] *English Secular Cathedrals in the Middle Ages*. Manchester, 1967(1949).
- EHD I: Whitelock,D. ed., *English Historical Documents, I, c.500-1042*. London, 1955.
- EHD II: Douglas,D.C. & G.W.Greeaway ed., *English Historical Documents, II, 1042-1189*. London, 1981 (1953).
- E,HN: Rule,M. ed., *Eadmeri Historia Novorum in Anglia*. (RS 81) London, 1965(1884).
- Green,J.A., [GEH] *The Government of England under Henry I*. Cambridge, 1986.
- GS: Potter,K.R. ed.& trans., *Gesta Stephani(The Deeds of Stephen)*. London, 1976(1955).
- Hall,H. ed., *Red Book of the Exchequer*. 3 Vols.(RS 99) London, 1965(1896).
- Harper-Bill,C., "The Struggle for Benefices in Twelfth-Century East Anglia," *Anglo-Norman Studies*, XI(1988). 1989. pp.113-32.
- HH: Arnold,T. ed., *Historia Anglorum Henrici Archidiaconi Huntendunensis*. (RS 74). London, 1965(1879).
- Hollister,C.W., [regnum] "Normandy, France and the Anglo-Norman Regnum, *Speculum*, 51(1976), pp.202-42.
- Kealey,E.J., [Roger] *Roger of Salisbury, Viceroy of England*. Berkeley, 1972.
- Knowles,D., [MO] *The Monastic Order in England, 940- 1216*. Cambridge, 1963(1940).
- Le Neve,J.& D.E.Greenway ed., *Fasti Ecclesiae Anglicanae*. 3 Vols. London, 1968-77.
- Le Patourel,J.H., "The Date of the Trial on Penenden Heath," *E.H.R.*, 61(1946), pp.378-88.



- Le Patourel, J.H., "The Reports of the Trial on Penenden Heath," in R.W.Hunt *et al.* ed., *Studies in Medieval History presented to F.M. Powicke*. Oxford, 1969(1948). pp.15-26.
- Loyn, H.R., [Will's bishops] "William's bishops: some further thoughts," *Anglo-Norman Studies*, X(1987). 1988. pp.223-35.
- Maclagan, E., *The Bayeux Tapestry*. London, 1945(1943).
- Nicholl, D., [*Thur*] *Thurstan, Archbishop of York (1114- 1140)*. York, 1964.
- OV, II: Chibnall, M. ed. & trans., *The Ecclesiastical History of Orderic Vitalis*. Vol. II. Oxford, 1968.
- OV, IV: Chibnall, M. ed. & trans., *The Ecclesiastical History of Orderic Vitalis*. Vol. IV. Oxford, 1973.
- Poole, A.L., *From Domesday Book to Magna Carta 1087-1216*. Oxford, 1955(1951).
- Powicke, F.M. & E.B.Fryde, *Handbook of British Chronology*. London, 1961.
- Raine, J. ed., [HCY] *The Historians of the Church of York and Its Archbishops*. 3 Vols. (RS 71). London, 1965(1879-94).
- Ridyard, S.J., [Saints] "*Condigna Veneratio*: Post-Conquest Attitudes to the Saints of the Anglo-Saxons," *Anglo-Norman Studies*, IX (1986). 1987. pp.179-206.
- Saltman, A., *Theobald, Archbishop of Canterbury*. London, 1969(1956).
- Sayers, J., "Monastic Archdeacons," in C.N.L.Brooke *et al.* ed., *Church and Government in the Middle Ages: Essays Presented to C.R.Cheney on His 70th Birthday*. Cambridge, 1976. pp.177-203.
- Schmitt, F.S. ed., [EA] *S. Anselmi Cantuariensis Archiepiscopi Opera Omnia*. 2 Vols. Stuttgart-Bad Cannstatt, 1968(1946).
- Southern, R.W., [Ranulf] "Ranulf Flambard and Early Anglo-Norman Administration," in Do., *Medieval Humanism and Other Studies*. New York, 1970(1933). pp.183-205.

- Southern, R.W., [*St Anselm*] *Saint Anselm and His Biographer. A History of Monastic Life and Thought 1059-c.1130*. Cambridge, 1963.
- Stephens, W.R.W., [*Church*] *The English Church from the Norman Conquest to the Accession of Edward I, 1066-1272*. London, 1904(1901).
- Wilkins, D. ed., *Concilia Magnae Britanniae et Hiberniae*. 4 Vols. London, 1737.
- WM, GP: Hamilton, N.E.S.A. ed., *Willelmi Malmesbiriensis Monachi De Gestis Pontificum Anglorum*. (RS 52) London, 1964(1870).

## 文献目録

- 東出功 [司教補佐] : 「イングランドの“司教補佐”－1300年から1541年まで－」  
(上)(中)(下)【北海道大学文学部紀要】 38-3, 39-1, 2 (1990-91)。
- 同上 [代行者委任] : 「イングランドにおける司教補佐の代行者委任－1198年から1471年まで－」(上)【北海道大学文学部紀要】 39-3 (1991), pp.91-116.
- 佐藤伊久男 [教会と王権] : 「中世中期イングランドの〈教会〉と王権－転換期としての十二世紀－」佐藤伊久男・松本宣男共編『歴史における宗教と国家－ローマ世界からヨーロッパ世界へ』(南窓社, 1990) 所収。pp.291-333.
- 富澤靈岸「中世イングランドにおける司教管区組織成立の一局面」【関西大学文学論集】 29-3 (1979), pp.1-41。
- 同上「12世紀イングランドの統治と王のパトロネジ」【関西大学文学論集】 44-3 (1991), pp.17-54.
- 山代宏道 [ロンドン協約] : 「1107年ロンドン協約の成立－〈英国叙任権闘争〉についての一考察－」【史学研究】 126 (1975), pp.40-53.

- 山代宏道 [ウィリアム1世] : 「ウィリアム1世の教会政策」『史学研究』128(1975), pp.74-85。
- 同上 [聖と俗] : 「11・12世紀イングランド宗教生活における聖と俗」『西洋史学報』復刊3号 (1975), pp.1-8。
- 同上 [ノルマン征服] : 「ノルマン征服をめぐって—イングランド中世教会史研究における一考察—」『イギリス史研究』24 (1976), pp.10-22。
- 同上 [修道士と在俗聖職者] : 「中世イングランドにおける修道士と在俗聖職者」『史学研究』138 (1977), pp.25-40。
- 同上 [聖職禄専有] : 「中世イングランド教会制度についての一考察—聖職禄専有 (appropriation) 問題を中心にして—」『山口大学教育学部研究論叢』28-1 (1978), pp.31-44。
- 同上 [小教区制確立] : 「中世イングランドにおける小教区制の確立」『山口大学教育学部研究論叢』31-1 (1981), pp.17-31。
- 同上 [ウィリアム2世] : 「ウィリアム2世の教会政策」隅田哲司・若松繁信共編『国家的統合過程の諸相』(南窓社, 1983) 所収。pp.35-60。
- 同上 [スティーヴン王] : 「スティーヴン王内乱期と教会」『史学研究』168 (1985), pp.68-89。
- 同上 [教会と社会] : 「中世イングランドの教会と社会」竹内正三・坂田正二共編『ローマから中世へ』(溪水社, 1985) 所収。pp.263-95。

山代宏道 [ヘンリー1世] : 「ヘンリー1世治世と教会—司教と国王パトロネ  
ジー」『広島大学文学部紀要』48(1989), pp.122-42。

同上「アングロ=ノルマン国家再考」『史学研究』183(1989), pp.32-51。

同上 [首位権論争] : 「中世イングランド教会と首位権論争」(上)(下)『広島  
大学文学部紀要』49・50(1990-91), (上) pp.81-102, (下) pp.61-82。

資料I イングランド教会地図 (13世紀)



- Archiepiscopal sees ..... †
- Eoiscopal sees ..... ‡
- Religious houses:
  - Unreformed Benedictine houses for men ..... ●
  - "    "    nunneries ..... ▲
  - Cluniac ..... ■
  - Cistercian ..... □
  - Tironian ..... ▣
  - Augustinian canons—regular ..... ◆
  - Premonstratensian canons—regular ..... ◇
  - Gilbertine house for canons and nuns ..... ⬆
- Important "Old Minsters" in the diocese of
  - York ..... +
- Pilgrim centres ..... P
- Universities ..... U

[G.W.S. Barrow, *Feudal Britain*. London, 1971(1956). pp.312—3.]

## 資料 II 年表

- 年
- 1066 ノルマンディー公ウィリアム、イングランド征服(ウィリアム1世)
- 1070 ランフランク、カンタベリー大司教
- 1072 ウィンチェスター教会会議
- 1086 ドゥームズデイ調査
- 1087 ウィリアム1世死亡；ロバート，ノルマンディー公；  
ウィリアム2世，イングランド王
- 1093 アンセルム，カンタベリー大司教
- 1096 ロバート公十字軍遠征；ウィリアム2世，ノルマンディー支配
- 1100 ウィリアム2世死亡；ヘンリー1世，イングランド王
- 1106 タンシプレーの戦い，ヘンリー1世，ノルマンディー支配
- 1107 ロンドン協約（聖職叙任権闘争終結）
- 1114 ヘンリー1世娘マティルダ，ドイツ王ヘンリー5世と結婚  
ラルフ，カンタベリー大司教
- 1120 ヘンリー1世息子ウィリアム，フランス王に臣従礼(ノルマンディー公) ホワイト=シップ難破，ウィリアム死亡
- 1125 ドイツ王ヘンリー5世死亡
- 1126 マティルダ帰国，諸侯の忠誠宣誓
- 1128 マティルダ，アンジュー伯ジェフリーと再婚
- 1135 ヘンリー1世死亡；スティーヴン，イングランド王
- 1138 スタンダードの戦い（対 スコットランド）
- 1144 アンジュー伯ジェフリー，ノルマンディー征服
- 1150 ジェフリー息子ヘンリー，ノルマンディー公
- 1151 ジェフリー死亡
- 1152 ヘンリー，アキテーヌ女後継者エレノアと結婚
- 1154 スティーヴン死亡；ヘンリー2世，イングランド王（アンジュー朝）

### 資料III アングロ=ノルマン期支配者在位年表

イングランド王	ノルマンディー公	フランス王	ドイツ王 (神聖ローマ皇帝)	ローマ教皇	カンタベリー大司教	ヨーク大司教
エドワード証聖王 (1042-66) ハロルド 2 世 (1066) ウィリアム 1 世 (1066-87)	ウィリアム (1035-87)	フィリップ 1 世 (1060-1108)	ヘンリー 4 世 (1056-1106)	アレクサンダー 2 世 (1061-73)  グレゴリー 7 世 (1073-85)	スティガン (1052-70)  ランフランク (1070-89)	エアルドレッド (1061-69)  トーマス 1 世 (1070-1100)
ウィリアム 2 世 (1087-1100)	ロバート 2 世 (1087-1106) (1134, 死亡)			ヴィクター 3 世 (1087) ウルバン 2 世 (1088-99)	アンセルム (1093-1109)	
ヘンリー 1 世 (1100-35)	[ウィリアム 2 世] (1096-1100)  ヘンリー 1 世 (1106-35)	ルイ 6 世 (1108-37)	ヘンリー 5 世 (1106-25)	バスカル 2 世 (1099-1118)  ゲラシウス 2 世 (1118-19) カリクストゥス 2 世 (1119-24) ホノリウス 2 世 (1124-30) イノセント 2 世 (1130-43)	ラルフ (1114-22)  ウィリアム (1123-36)	ジェラルド (1100-1108) トーマス 2 世 (1108-14)  サースタン (1114-40)
スティヴン (1135-54)	スティヴン (1135-44)  アンジュー伯 ジェフリー (1144-50)	ルイ 7 世 (1137-80)	コンラッド 3 世 (1138-52)	ケルスティン 2 世 (1143-4) ルキウス 2 世 (1144-5) エウゲニウス 3 世 (1145-53) アナスタシウス 4 世 (1153-4)	セオバルド (1138-61)	ウィリアム (1141-7) 廃位 ヘンリー (1147-53) ウィリアム (1153-54) 復位
ヘンリー 2 世 (1154-89)	ヘンリー (1150-89)		フレデリック=バルバロッサ (1152-90)			

資料IV アングロ=ノルマン司教リスト

Province of Canterbury

Canterbury	在位開始年	在位終了年
Stigand	1052	※ 1070
Lanfranc	1070	1089
Anselm	1093	1109
Ralph “d’Escures”	1114	1122
William (of Corbeil)	1123	1136
Theobald (of Bec)	1138	1161
Bath and Wells		
Giso (Wells)	1060	1088
John “of Tours”	1088	1122
Godfrey	1123	1135
Robert	1136	1166
Chichester		
Stigand	(1075)	1087
Gosfrid	1087	1088
William	1088	1090
Ralph Luffa	1091	1123
Seffrid I	1125	1145
Hilary	1146	1169
Dorchester		
Wulfwig	1053	1067
Remigius	1067	(1072)



Elmham

AEthelmaer	1047	※ 1070
Herfast	1070	? 1085
William	1086	1091

Ely

Hervey	1109	1131
Nigel	1133	1169

Exeter

Leofric	(1050)	1072
Osbern	1072	1103
William Warelwast	1107	1137
Robert Chichester	1138	1155

Hereford

Walter	1061	1079
Robert Losinga	1079	1095
Gerard	1096	1100
Reinhelm	1102	1115
Geoffrey “de Clive”	1115	1119
Richard “de capella”	1121	1127
Robert of Bethune	1131	1148
Gilbert Foliot	1148	1163

Lichfield, Chester and Coventry

Leofwine	1053	1067
Peter	1072	1085
Robert “de Limesey”	1085	1117

Robert Peche	1121	1126
Roger “de Clinton”	1129	1148
Walter Durdent	1149	1159
Lincoln		
Remigius	(1072)	1092
Robert Bloet	1093	1123
Alexander	1123	1148
Robert “de Chesney”	1148	1166
London		
William	1051	1075
Hugh (of Orival)	1075	1085
Maurice	1085	1107
Richard “of Beaumais” I	1108	1127
Gilbert “the Universal”	1128	1134
Robert “de Sigillo”	1141	1150
Richard “of Beaumais” II	1152	1162
Norwich		
Herbert Losinga	1091	1119
Everard of Montgomery	1121	1145
William “de Turbe”	1146	1174
Rochester		
Siward	1058	1075
Ernost	1076	1076
Gundulf	1077	1108
Ralph “d’Escures”	1108	1114

Ernulf	1115	1124
John I	1125	1137
John II	1137	1142
Ascelin	1142	1148
Walter	1148	1182
Salisbury		
Osmund	1078	1099
Osmer	?	?
Roger	1102	1139
Jocelyn "de Bohun"	1142	1184
Selsey		
AEthelric II	1058	※ 1070
Stigand	1070	(1075)
Sherborne		
Herman	1058	1078
Winchester		
Stigand	1043	※ 1070
AElfsige III	?	?
Walkelin	1070	1098
William Giffard	1100	1129
Henry of Blois	1129	1171
Worcester		
Wulfstan II	1062	1095
Samson	1096	1112

Theulf	1113	1123
Simon	1125	1150
John (of Pagham)	1151	1157

Province of York

York

Aldred	1061	1069
Thomas I	1070	1100
Gerard	1100	1108
Thomas II	1108	1114
Thurstan	1114	1140
William “fitz Herbert”	1141	1147
Henry Murdac	1147	1153
William “fitz Herbert”	1153	1154

Carlisle

Adelulf	1133	1157
---------	------	------

Durham

AEthelwine	1056	※ 1071
Walcher	1071	1080
William of Saint—Calais	1080	1096
Rannulf Flambard	1099	1128
Geoffrey Rufus	1133	1141
William of Sainte—Barbe	1143	1152
Hugh of Le Puiset	1153	1195

(※ 廃位年。EHD,II (1981), pp.1070—5; Powicke,HBC, pp.205—64. から作成)

資料V 教会会議リスト

ENGLISH CHURCH COUNCILS

Date Meeting	Place of Meeting	Reference	Nature of Assembly
1065, Christmas	Westminster	W. i. 316	*English
1070, 7 or 11 Apr.	Winchester	W. i. 322-23	English legatine
1070, 24 May	Windsor	W. i. 322-23	English legatine
1072, c. 8 Apr.	Winchester	W. i. 324, 326	*English legatine
1072, c. 27 May	Windsor	W. i. 324-25	*English legatine
1075, 29 Aug. ×14 Oct.	London	W. i. 363	English
1076, 1 Apr.	Winchester	W. i. 367&ASC, i. 289	English
1077, 29 Aug. ×1078, 29 Aug.	London	ASC, i. 289	*English
1081, c. 3 Jan.	Gloucester	Simeon Dunelm. (RS), i. 170 &ASC, i. 289	English
1085-86, winter	Gloucester	W. i. 368	English
1100, 23 Sept. ×11Nov.	Lambeth	W. i. 375	*English
1102, aft. 29 Sept.	Westminster	W. i. 382	English
1107, 1 Aug. -?	London	W. i. 386	*English
1108, May	London	W. i. 387	*English
1114, Apr.	Windsor	Eadmer, Hist. Nov. (RS), 222-23	*Canterbury
1115, 16 Sept.	Westminster	Eadmer, 231	*English legatine
1123, -4 Feb.	Gloucester	W. i. 404	*Canterbury
1125, 8-10 Sept.	Westminster	W. i. 408	English legatine
1127, 13-16 May	Westminster	W. i. 410	English legatine
1129, 30 Sept. -4 Oct.	London	ASC, i. 259-60	English (?legatine)
1123×1135, 2nd Sunday aft. Easter	London	Brit. Mus. Add. Charter, 7214; cf. W. i. 412	English?
1138, 11-13 Dec.	Westminster	W. i. 413 and Gervas. Cant. (RS), i. 106	English legatine
1139, 29 Aug. -1 Sept.	Winchester	W. i. 419 and Will. Malm. (RS), 550	*English legatine
1141, 7-10 Apr.	Winchester	W. i. 420	English legatine
1141, 7 Dec.	Westminster	W. i. 421	English legatine
1143, c. 14 Mar.	London	W. i. 421-22, 417, & Tillmann, 44n.	English legatine
1143, 20 June×Nov.	Winchester	Sim. Dunelm. (RS), ii. 315 and W. i. 422	English legatine
1143, 10 Nov.	London	Ann. Mon. ii. 229	*English legatine
1143, 30 Nov.	London	L. Voss, Heinrich von Blois, 48, n. 44	English legatine
1151, c. 18 Mar.	London	W. i. 424	English legatine
1152, 7 Dec.	London	PUE, ii. 244	Canterbury?

## ABBREVIATIONS USED IN THE LIST OF ECCLESIASTICAL COUNCILS

- Ann. Mon.····· *Annales Monastici* (Rolls Series)
- ASC····· *Two of the Saxon Chronicles parallel*, ed. C. Plummer  
(1892-99)
- CCR····· *Calendar of Close Rolls* for the year cited
- CFR····· *Calendar of Fine Rolls* for the year cited
- CPR····· *Calendar of Patent Rolls* for the year cited
- Churchill····· I. J. Churchill, *Canterbury Administration* (1933)
- EHR····· *English Historical Review*.
- H.&S.····· *Councils & Eccles. Documents*, ed. A. W. Haddan &  
W. Stubbs, 3 vols. (1869-78)
- HMCR····· *Historical Manuscripts Commission Reports*
- RDP····· *Report on the Dignity of a Peer*
- RNC····· *The Records of the Northern Convocation* (Surtees  
Society, vol. cxiii)
- RS····· *Rolls Series (Chronicles & Memorials of Great Britain  
& Ireland)*
- Tillmann····· H. Tillmann, *Die päpstlichen Legaten in England*  
(1926)
- W.····· *Concilia Magnae Britanniae et Hiberniae*, ed. D.  
Wilkins, 4 vols. (1737)
- Wake····· Wm. Wake, *The State of the Church* (1703)
- ※ ····· 会議の性格が不確定

[M. F. Powicke & E. B. Fryde, *Handbook of British Chronology*.  
London, 1961. pp. 549-50 より作成]

資料 VI ヘンリー 1 世治世大助祭リスト

[E.U.Crosby, "Eng. Episcopate under Henry I" pp.66-71]

- Ancient Charters*, ed. J. H. Round, Pipe Roll Society (London, 1888) X.  
*Book of Llan Dav*, ed. E. D. Jones (National Library of Wales, 1946).  
*Brut y Tywysogion*, RS 17.  
*Cartae... quae ad dominum de Glamorgancia pertinent*, ed. G. T. Clark  
(Cardiff, 1910) I.  
*Christina of Markyate*, ed. C. H. Talbot (Oxford, 1959)  
*Crawford Collection of Early Charters...*ed. A. S. Napier and W. H. Stevenson  
(Oxford, 1895).  
Eadmer, *Historia Navorum*, RS 81.  
*Early Charters of the Cathedral Church of St. Paul.* ed. M. Gibbs (London, 1939).  
*Early Yorkshire Charters*, ed. W. Farrer and C. T. Clay (London, 1914, 1937).  
Ellis, H. A., *A General Introduction to Domesday Book* (London, 1833).  
*Episcopal Acts...relating to Welsh Dioceses*, ed. J. C. Davies (Cardiff, 1946).  
Eyton, R. W., *Antiquities of Shropshire* (London, 1854-1860).  
Farrer, W., *An Outline Itinerary of King Henry I* (Oxford, 1919).  
*Feodarium Prioratus Dunelmensis*, ed. W. Greenwell (Surtees Society, 1872).  
Florence of Worcester, *EHS* (London, 1848-1849).  
*Gesta Stephani*, ed. K. R. Potter (London, 1955).  
*Gloucester Cartulary*, RS 33. I.  
Hatton, Sir Christopher, *Book of Seal*, ed. D. Stenton and L. C. Loyd (Oxford,  
1950).  
Herberti de Losinga...*Epistolae*, ed. R. Anstruther (Brussels, 1846).  
*Historiola de Primordiis Episcopatus Somersetensis*, ed. J. Hunter (London,  
1840).  
Holtzmann, W., *Papsturkunden in England* (Berlin and Göttingen, 1930 et  
seqq.)

Hugh the Chantor, ed. C. Johnson (London, 1961).  
Knowles, D., *The Monastic Order in England* (Cambridge, 1950).  
*Liber Vitae Dunelmensis*, ed. A. H. Thompson (Surtees Society, 1923).  
Matthew Paris. RS 44.  
*Merton Cartulary*, ed. A. Heales (London, 1898).  
Miller. E., *The Abbey and Bishopric of Ely* (Cambridge, 1951).  
*Manasticon...Exoniensis*, ed. J. Oliver (Exeter, 1845–1854.)  
Morey. A.. *Bartholmew of Exeter* (Cambridge, 1937).  
*Primum Registrum Norwicense*, ed. H. W. Saunders (Norfolk Record Society, 1939).  
Ralph de Diceto, RS 68.  
*Sancti Anselmi Opera*, ed. F. Schmitt (Rome and Edinburgh, 1938–1951).  
Symeon of Durham, RS 75.  
*Vetus Registrum Sarisberiense*, RS 78, I.  
Walter of Coventry, RS 58.  
William of Malmesbury, *Historia Novella*, ed. K. R. Potter (London, 1955).  
*Whitby Cartulary*, ed. J. C. Atkinson (Surtees Society, 1878).



## ARCHIDIACONAL LISTS FOR THE REIGN OF HENRY I

Archdeacon	Years	Source
<i>Bath-Wells</i>		
Walkerius .....	c.1106	Dugdale, II, 268 Le Neve, p.43
Robertus.....	c.1106	Le Neve, <i>loc. cit.</i>
Girbetus or Gisbert .....	c.1106	Le Neve, p.45
John.....	c.1120	<i>Historiola</i> , p.22
	1125	Le Neve, p.43
Herald.....	1133	MS BM. Cott. Vesp. F, XV, fol. 171 Le Neve, p.45
<i>Canterbury</i>		
Anschitil .....	c.1087	Ellis, II, 287
Asketin .....	(?)	Le Neve, p.11
Stephen .....	c.1100	<i>PL</i> , CLIX, col. 82
William .....	1102—1109	<i>Ibid.</i> , cols. 94, 150, 234
	1107	<i>Regesta</i> , II, 845; Le Neve, p.11
John.....	1115—1125	Eadmer, p.231
(later bishop of Rochester)		<i>Ancient Charters</i> , p.11; Le Neve, p.11
<i>Carlisle</i>		
Elya.....	after 1133	<i>Whitby Cartulary</i> , p.38
<i>Chichester</i>		
Notice of an archdeacon .....	1093 X 1109	<i>Sancti Anselmi Opera</i> , V, 469
Henry .....	before 1123	<i>Chronicon de Bello</i> , p.57
	1120	Le Neve, p.65
<i>Durham</i>		
Turgot.....	c.1093—c.1104	Symeon of Durham, I, 129
Michael .....	1099 X 1128	Dugdale, IV, 331
Robert.....	c.1128—c.1131	<i>Feodarium</i> , p.56, 112, 145 Symeon of Durham, II, 312
Ranulf.....	before 1128	<i>Ibid.</i>
William(?).....	before 1140	<i>Ibid.</i> , I, 143; II, 314
<i>Ely</i>		
William .....	1109 X 1131	<i>Regesta</i> , II, 1502
William de Laventona.....	1125	Le Neve, p.73

Archdeacon	Years	Source
	<i>Exeter</i>	
Rolamnus.....	d.1104	Le Neve, p.92 ; <i>Monasticon...Exoniensis</i> , pp.137, 199
Ascelinus.....	1107-1137	<i>Ibid.</i>
Ernaldus.....	1110	Le Neve, p.94
	1136	<i>Ibid.</i> , p.92
Robert.....	c.1113-1135	<i>Regesta</i> , II, 1909 J. Tatlock, <i>Speculum</i> , VIII (1933), p.461
Hugh de Ang.....	c.1135	Le Neve, p.94
Notice of four archdeacons.....	1133	Morey, p.115
Ralph de Len..... (subarchdeacon)(?)		<i>Crawford Collection</i> , XIII
	<i>Hereford</i>	
Humphrey.....	c.1085	<i>EHD</i> , II, No.221
Geoffrey.....	d.1120	Le Neve, p.118
Peter.....	c.1139	Eyton, I, 207
	<i>Lichfield-Coventry-Chester</i>	
Gilbert.....	c.1105	Le Neve, p.134
Godfrey (Derby).....	1102 X 1127	<i>Regesta</i> , II, 1361
Richard Pecce (Chester).....	1125	Le Neve, p.131
Roger (Shropshire).....	c.1130	<i>Ibid.</i> , p.134
Robert (Stafford).....	1130 X 1132	Hatton, No.130
	<i>Lincoln</i>	
Richard.....	1092	Le Neve, p.155
Nigel (Northampton [?] ).....	1092-1109	<i>Ibid.</i> , p.160 ; <i>Regesta</i> , II, 1969
Nicholas (Huntingdon)..... (Bedford).....	1092	Le Neve, p.158 Henry of Huntingdon, pp.302 f.
Osbert (Bedford).....	1092	Le Neve, p.169
Ralph (Leicester)..... (Bedford).....	1092 1105	<i>Ibid.</i> , p.163 <i>Ibid.</i> , p.169 Henry of Huntingdon, <i>loc. cit.</i>
David (Buckingham..... and nephew of Bishop Alexander)	1094 X 1123	Dugdale, III, 19 Henry of Huntingdon, <i>loc. cit.</i>
Robert (Oxford)..... (Buckingham).....	1094 X 1123	Dugdale, <i>loc. cit.</i> Henry of Huntingdon, <i>loc. cit.</i>
Robert de Merceto..... (Leicester)		<i>Ibid.</i>
Robert (Northampton).....	1115-1120	Le Neve, p.160
Robert de Burham..... (Buckingham)	1131	<i>Ibid.</i> , p.167
Gislebert (Buckingham).....	1100	<i>Ibid.</i>

<i>Archdeacon</i>	<i>Years</i>	<i>Source</i>
Albertus Longobardus.....	1100	<i>Ibid.</i> , p.155
Godfrey (Leicester) .....	c.1100	<i>Ibid.</i> , p.163
Walter (Oxford) .....	1104	<i>Regesta</i> , II, 1000, 1836 <i>EETS, o.s.</i> , Vol. 130, 644 Le Neve, p.165
(Leicester).....	c.1120	Le Neve, p.163
Henry (Huntingdon).....	1110(?)	<i>Ibid.</i> , p.158 Henry of Huntingdon, <i>loc. cit.</i> <i>EHD</i> , II, 831
Hugh (Bedford).....	1110	Le Neve, p.169
Almod.....	1112 X 1113(?)	<i>Regesta</i> , II, 1033
William (Northampton..... and nephew of Bishop Alexander)		Henry of Huntingdon, <i>loc. cit.</i>
William Bajocensis.....	1115	Le Neve, p.155
Alexander.....	c.1121	<i>Regesta</i> , II, 1301 <i>Merton Cartulary</i> , Appen. IX
Roger de Clinton.....	before 1129	Le Neve, p.167
(Buckingham)		Matthew Paris, II, 158
Richard (Buckingham).....	1129	Le Neve, p.167
<i>London</i>		
Walter.....	1102	<i>Early Charters</i> , Nos. 63, 178
Reingerus.....	1102	<i>Ibid.</i>
Quintillianus.....	1102	<i>Ibid.</i>
	c.1115	<i>HMCR</i> , IX, p.61
Robert.....	1102	<i>Early Charters</i> , No. 178
Roger.....	1106	<i>Ibid.</i> , No.198
Roger (Middlesex).....	before 1138	Le Neve, p.192
William.....	1111 X 1138	<i>Early Charters</i> , No.218 Le Neve, p.186 <i>HMCR</i> , IX, p.65
Alvinus.....	c.1123	<i>Ibid.</i> , fol.42b
Richard (Essex).....	c.1132	<i>Red Book of Exchequer</i> , I, 187
(Colchester).....	1132	Le Neve, p.195
<i>Norwich</i>		
Gonfridus.....	c.1087	Ellis, II,330
Geoffrey(?).....	1107(?)	<i>Regesta</i> , II,834
Alvred(?).....	1107(?)	<i>Ibid.</i>
Walter.....	c.1111	<i>Ibid.</i> , 987 <i>Primum Registrum</i> , fol. 8d
	1115	<i>Regesta</i> , II, 1089 <i>Herberti...Epistolae</i> , XXI
Everard.....	1115	<i>Regesta</i> , II,1089

<i>Archdeacon</i>	<i>Years</i>	<i>Source</i>
William (Fitz-Humphrey).....	1121 X 1145	<i>Primum Registron</i> , fol. 10
	1126	Le Neve, pp.222, 217
	1127 X 1134	Hatton, No. 407
Richard (Suffolk).....	1121-1127	Le Neve, p.220
	1108 X 1133	<i>Regesta</i> , II, 1219, 1783, 1855
Walkeline (Suffolk).....	1127	Le Neve, p.220
Roger.....	1135 X 1145	<i>Red Book of the Exchequer</i> , I, 391 <i>HMC</i> R, Marquess of London, p.39
<i>Rochester</i>		
Anschitillus.....	1089	Le Neve, p.253
Aschetil.....	c.1107	<i>Regesta</i> , II, 845
William.....	1108	Eadmer, pp. 196 f.
<i>Salisbury</i>		
Robert.....	1088	Le Neve, p.273
Azo.....	c.1098	<i>Vetus Registrum</i> , I, 215
Arnaldus.....	c.1098	<i>Ibid.</i>
	1122(?)	<i>Regesta</i> , II, 1324
Humbald.....	1100	Le Neve, p.273
Eborard or Everard.....	1121	<i>Ibid.</i>
(later bishop of Norwich)		
John (Dorset [?] ).....	1121	<i>Ibid.</i> , p.280
Athelhelm.....	1122(?)	<i>Regesta</i> , II, 1324
Roger (Wiltshire?).....	1122(?)	<i>Ibid.</i>
		<i>Vetus Registrum</i> , I, 232
Alexander.....	1123	Le Neve, p.273
(later bishop of Lincoln)		
Aaron.....		<i>Ibid.</i> , p.280
<i>Winchester</i>		
Henry.....	1114	Le Neve, p.289
Stephen (Surrey).....	1120	<i>Ibid.</i> , p.291
	1121	<i>Regesta</i> , II, 1301
Alexander.....	1121	<i>Ibid.</i>
Richerus.....	1124	Le Neve, p.289
Ralph (Hampshire).....	1130	<i>Ibid.</i>
Robert (Surrey).....	1130-1171	<i>Ibid.</i>
Joceline.....	1139	<i>Ibid.</i>
<i>Worcester</i>		
Agelric.....	1092	Le Neve, p.302 <i>EHD</i> , II, p.624
Hugh.....	d.1125	Le Neve, p.302
Robert (Gloucester).....	1132	<i>Ibid.</i> , p.303
Richard (Gloucester).....	1134	<i>Regesta</i> , II, 1902

Archdeacon	Years	Source
Gervase.....	c.1134	Le Neve, p.302
William Commin..... (Gloucester)	before 1140	<i>Ibid.</i> , p.303
<i>York</i>		
Conanus (Richmond).....	1088	Le Neve, p.323
Durandus (W. Riding).....	1093—1113	<i>Ibid.</i> , p.322
William (W. Riding).....	1114—1140	<i>Ibid.</i>
William Fitz-Tole.....	1123 X 1133	<i>Regesta</i> , II, 1851
William filius Durandi..... (E. Riding)	1130	Le Neve, p.326
Turstin (Richmond).....	1114 X 1129	<i>Regesta</i> , II, 1332
	1130	Le Neve, p.323
Osbert (Richmond)..... and nephew of Turstin)	1138 X 1145	C. Brooke, <i>CHJ</i> , XII (1956), 16 <i>Early Yorkshire Charters</i> , III, 1470
	1140	Le Neve, p.322
Hugh (the Chantor).....	1133	Hugh the Chantor, p. viii Knowles, p.235
<i>Bangor</i>		
Symeon.....	1137	<i>Episcopal Acts</i> , II, B.37
<i>Llandaff</i>		
Abraham (Gwent).....	1056 X 1104	<i>Ibid.</i> , I, L.9
Lifris (Glamorgan)..... and son of Bishop Urban)		<i>Ibid.</i> , L.6
Urban.....	1107	<i>Cartae...de Glamorgancia</i> , I, xxxix
	1108	Le Neve, p.524
Uchtred .....	1126	<i>Ibid.</i> <i>Brut y Tywysogion</i> , p.213
<i>St. David's</i>		
William.....	1115 X 1125	<i>Gloucester Cartulary</i> , I, No.128
William (Kermerdin)..... (St. David's).....	c.1120	<i>Episcopal Acts</i> , Davies, I, D.43
	1128	Le Neve, p.517
	1129	<i>Cartae...de Glamorgancia</i> , I, lxvii
Elias (Brecon).....	1115 X 1120(?)	<i>Episcopal Acts</i> , <i>loc. cit.</i>
Robert.....	1115 X 1125(?)	<i>Gloucester Cartulary</i> , I, lxvi
Daniel (Powys)..... and son of Bishop Sulien)	d.1127	<i>Episcopal Acts</i> , pp.165 f.
Cardifor (Cardigan)..... and son of Daniel).....		<i>Ibid.</i>
Jordan.....	1135 X 1148	<i>Ibid.</i> , D.148

## **English Church after the Norman Conquest : Sanctity and Secularity in the Anglo-Norman Clergy**

H. YAMASHIRO

This paper consists of two parts. The first part reveals the close relationship between the king and the bishops during the Anglo-Norman Period. The bishops were expected to offer "secular service", as the talented administrative officials, to the king. They were also imposed military duty to provide the decided number of knights. In the military milieu, some of the bishops were themselves engaged in such military actions as suppression campaign against the rebellion, and in building of castles.

The paper then deals with the relationship between bishops and their cathedral chapters. After the Norman Conquest, the high ecclesiastical posts were open to young and ambitious Norman clerics. They were recruited by bishop's patronage and nepotism (local and family connections). Two examples of promotion channels are indicated ; the Bec, Caen and Canterbury group and the Bayeux group.

The second part discusses the behaviors of the clergy at the lower level as well as the prelates. Analyzing the decrees of church councils during the reign of each Anglo-Norman king, this paper shows how the programs of church reform were reflected among the council decrees. Three main themes of the reform were prohibitions of simony, clerical marriage and lay investiture. Historical changes of each theme are traced.

The office of archdeacon is essential to be examined to understand the reorganization of church administration system after the Norman Conquest. Having a territorial archdeaconry under his direction, archdeacon supervised parish priests in the diocese. The promotion process of the archdeacon is discussed and three sources are pointed out. They are royal chaplains, clerics under episcopal patronage and sons of married archdeacons.

In conclusion, the definition of social orders was still being made during

the Anglo-Norman Period. For example, religious people were also expected to participate in military actions in some way. But it was the period when the people certainly started to make separation between the sanctity and secularity in the clergy.

平成 4 年 1 月 31 日 印 刷  
平成 4 年 1 月 31 日 発 行 (非売品)

編集兼発行者 広島大学文学部  
広島市中区千田町

印 刷 者 有限会社高橋謄写堂  
広島市中区千田町  
3丁目2-29